

○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）【平成二十九年七月一日・平成三十年四月一日・平成三十年八月一日施行】	1
○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（抄）（第二条関係）【平成二十九年七月一日・平成三十年四月一日・平成三十年八月一日施行】	71
○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（抄）（第三条関係）【公布日施行】	91
○ 介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）（抄）（第四条関係）【平成三十年四月一日施行】	93
○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）（第五条関係）【平成二十九年七月一日・平成三十年四月一日施行】	104
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第六条関係）【平成三十年四月一日施行】	113
○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第七条関係）【平成三十年四月一日施行】	130
○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）（第八条関係）【平成三十年四月一日施行】	135
○ 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）（抄）（第九条関係）【平成三十年四月一日施行】	141
○ 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）（抄）（第十条関係）【平成三十年四月一日施行】	148
○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）（第十一条関係）【平成三十年四月一日施行】	150
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）（第十二条関係）【平成三十年四月一日施行】	153
○ 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）（抄）（附則第三十二条関係）【平成三十年四月一日施行】	158
○ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（抄）（附則第三十二条関係）【平成三十年四月一日施行】	159
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）（附則第三十三条関係）【平成三十年四月一日施行】	161
○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（抄）（附則第三十四条関係）【平成三十年四月一日施行】	162
○ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）（附則第三十五条関係）【平成三十年四月一日施行】	164
○ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）（附則第三十七条関係）【平成三十年四月一日施行】	170

- 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）（附則第三十七条関係）【平成三十年四月一日施行】 171
- 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（抄）（附則第三十七条関係）【平成三十年四月一日施行】 172
- 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）（抄）（附則第三十七条関係）【平成三十年四月一日施行】 173
- 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第三十八条関係）【平成三十年四月一日施行】 174
- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第三十九条関係）【平成三十年四月一日施行】 175
- 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）（附則第四十条関係）【平成三十年四月一日施行】 178
- 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）（附則第四十一条関係）【平成三十年四月一日施行】 179
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）（抄）（附則第四十二条関係）【平成三十年四月一日施行】 186
- 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第一百十六号）（抄）（附則第四十三条関係）【平成三十年四月一日施行】 187
- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）（附則第四十四条関係）【平成二十九年七月一日施行】 189
- 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）（附則第四十五条関係）【平成三十年四月一日施行】 190
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第四十六条関係）【平成三十年四月一日施行】 191
- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）（附則第四十七条関係）【公布日施行】 192

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条の二）</p> <p>第二章 被保険者（第九条―第十三条）</p> <p>第三章 介護認定審査会（第十四条―第十七条）</p> <p>第四章 保険給付</p> <p>第一節 通則（第十八条―第二十六条）</p> <p>第二節 認定（第二十七条―第三十九条）</p> <p>第三節 介護給付（第四十条―第五十一条の四）</p> <p>第四節 予防給付（第五十二条―第六十一条の四）</p> <p>第五節 市町村特別給付（第六十二条）</p> <p>第六節 保険給付の制限等（第六十三条―第六十九条）</p> <p>第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設</p> <p>第一節 介護支援専門員</p> <p>第一款 登録等（第六十九条の二―第六十九条の十）</p> <p>第二款 登録試験問題作成機関の登録、指定試験実施機関及び指定研修実施機関の指定等（第六十九条の十一―第六十九条の三十三）</p> <p>第三款 義務等（第六十九条の三十四―第六十九条の三十九）</p> <p>）</p> <p>第二款 指定居宅サービス事業者（第七十条―第七十八条）</p> <p>第三款 指定地域密着型サービス事業者（第七十八条の二―第七十八条の十七）</p> <p>第四節 指定居宅介護支援事業者（第七十九条―第八十五条）</p> <p>第五節 介護保険施設</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条の二）</p> <p>第二章 被保険者（第九条―第十三条）</p> <p>第三章 介護認定審査会（第十四条―第十七条）</p> <p>第四章 保険給付</p> <p>第一節 通則（第十八条―第二十六条）</p> <p>第二節 認定（第二十七条―第三十九条）</p> <p>第三節 介護給付（第四十条―第五十一条の四）</p> <p>第四節 予防給付（第五十二条―第六十一条の四）</p> <p>第五節 市町村特別給付（第六十二条）</p> <p>第六節 保険給付の制限等（第六十三条―第六十九条）</p> <p>第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設</p> <p>第一節 介護支援専門員</p> <p>第一款 登録等（第六十九条の二―第六十九条の十）</p> <p>第二款 登録試験問題作成機関の登録、指定試験実施機関及び指定研修実施機関の指定等（第六十九条の十一―第六十九条の三十三）</p> <p>第三款 義務等（第六十九条の三十四―第六十九条の三十九）</p> <p>）</p> <p>第二款 指定居宅サービス事業者（第七十条―第七十八条）</p> <p>第三款 指定地域密着型サービス事業者（第七十八条の二―第七十八条の十七）</p> <p>第四節 指定居宅介護支援事業者（第七十九条―第八十五条）</p> <p>第五節 介護保険施設</p>

第一款	指定介護老人福祉施設（第八十六条―第九十三条）
第二款	介護老人保健施設（第九十四条―第一百六条）
第三款	介護医療院（第一百七条―第一百五十五条）
第六節	指定介護予防サービス事業者（第一百五十五条の二―第一百五十五条の十一）
第七節	指定地域密着型介護予防サービス事業者（第一百五十五条の十二―第一百五十五条の二十一）
第八節	指定介護予防支援事業者（第一百五十五条の二十二―第一百五十五条の三十一）
第九節	業務管理体制の整備（第一百五十五条の三十二―第一百五十五条の三十四）
第十節	介護サービス情報の公表（第一百五十五条の三十五―第一百五十五条の四十四）
第六章	地域支援事業等（第一百五十五条の四十五―第一百五十五条の四十九）
第七章	介護保険事業計画（第一百六条―第一百二十条の二）
第八章	費用等
第一節	費用の負担（第二百一条―第一百四十六条）
第二節	財政安定化基金等（第一百四十七条―第一百四十九条）
第三節	医療保険者の納付金（第五十条―第五十九条）
第九章	社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務（第一百六十条―第一百七十五条）
第十章	国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務（第一百七十六条―第七十八条）
第十一章	介護給付費等審査委員会（第一百七十九条―第一百八十二条）
第十二章	審査請求（第八十三条―第九十六条）
第十三章	雑則（第九十七条―第二百四条）
第十四章	罰則（第二百五条―第二百十五条）
附則	

第一款	指定介護老人福祉施設（第八十六条―第九十三条）
第二款	介護老人保健施設（第九十四条―第一百五十五条）
第六節	指定介護予防サービス事業者（第一百五十五条の二―第一百五十五条の十一）
第七節	指定地域密着型介護予防サービス事業者（第一百五十五条の十二―第一百五十五条の二十一）
第八節	指定介護予防支援事業者（第一百五十五条の二十二―第一百五十五条の三十一）
第九節	業務管理体制の整備（第一百五十五条の三十二―第一百五十五条の三十四）
第十節	介護サービス情報の公表（第一百五十五条の三十五―第一百五十五条の四十四）
第六章	地域支援事業等（第一百五十五条の四十五―第一百五十五条の四十九）
第七章	介護保険事業計画（第一百六条―第一百二十条）
第八章	費用等
第一節	費用の負担（第二百一条―第一百四十六条）
第二節	財政安定化基金等（第一百四十七条―第一百四十九条）
第三節	医療保険者の納付金（第五十条―第五十九条）
第九章	社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務（第一百六十条―第一百七十五条）
第十章	国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務（第一百七十六条―第七十八条）
第十一章	介護給付費等審査委員会（第一百七十九条―第一百八十二条）
第十二章	審査請求（第八十三条―第九十六条）
第十三章	雑則（第九十七条―第二百四条）
第十四章	罰則（第二百五条―第二百十五条）
附則	

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めなければならない。

(認知症に関する施策の総合的な推進等)

第五条の二 国及び地方公共団体は、認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。)に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じたリハビリテーション及び介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用を努めるとともに、認知症である者を現に介護する者の支援並びに認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずることその他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前項の施策の推進に当たっては、認知症である者及びその家族の意向の尊重に配慮するよう努めなければならない。

第八条 (略)

2・7 (略)

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(認知症に関する調査研究の推進等)

第五条の二 (新設)

国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。)に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用を努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

第八条 (略)

2・7 (略)

8 この法律において「通所リハビリテーション」とは、居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）について、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

9（略）

10 この法律において「短期入所療養介護」とは、居宅要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設、介護医療院その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことをいう。

11（略）

25 この法律において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院をいう。

26 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。

27（略）

28 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者であつて、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。）に対し、施設サ

8 この法律において「通所リハビリテーション」とは、居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

9（略）

10 この法律において「短期入所療養介護」とは、居宅要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことをいう。

11（略）

25 この法律において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設をいう。

26 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。

27（略）

28 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、

ビス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

29 この法律において「介護医療院」とは、要介護者であつて、主として長期にわたり療養が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第一百七条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護医療院サービス」とは、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

第八条の二 (略)

2～5 (略)

6 この法律において「介護予防通所リハビリテーション」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）について、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。

7 (略)

8 この法律において「介護予防短期入所療養介護」とは、居宅要

第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

(新設)

第八条の二 (略)

2～5 (略)

6 この法律において「介護予防通所リハビリテーション」とは、居宅要支援者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。

7 (略)

8 この法律において「介護予防短期入所療養介護」とは、居宅要

支援者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設、介護医療院その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことを行う。

9 16 （略）

（施設介護サービス費の支給）

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

一・二 （略）

### 三 介護医療院サービス

2 5 （略）

6 市町村は、介護保険施設から施設介護サービス費の請求があったときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準（指定介護福祉施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）  
第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（介護保健施設サービスの取扱いに関する部分に限

支援者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことを行う。

9 16 （略）

（施設介護サービス費の支給）

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）  
二 介護保健施設サービス  
（新設）

2 5 （略）

6 市町村は、介護保険施設から施設介護サービス費の請求があったときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準（指定介護福祉施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）  
又は第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（介護保健施設サービスの取扱いに関する部分に限

る。)又は第百十一条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準(介護医療院サービスの取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査した上、支払うものとする。

7・8 (略)

(一定以上の所得を有する要介護被保険者に係る居宅介護サービス費等の額)

第四十九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者(次項に規定する要介護被保険者を除く。)が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

一〇八 (略)

2 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける同項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第五十条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分

限る。)に照らして審査した上、支払うものとする。

7・8 (略)

(一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る居宅介護サービス費等の額)

第四十九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

一〇八 (略)

(新設)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第五十条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。次項において同じ。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。同項において同じ。)若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける前条各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内に

の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

3 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条第二項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

（特定入所者介護サービス費の支給）

第五十一条の三 市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者（以下この条において「特定介護保険施設等」という。）における食事の提供に要した

において市町村が定めた割合」とする。

2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける前条各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

（新設）

（特定入所者介護サービス費の支給）

第五十一条の三 市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者（以下この条において「特定介護保険施設等」という。）における食事の提供に要した

費用及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

一・二 （略）

三 介護医療院サービス

四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

五 短期入所生活介護

六 短期入所療養介護

259 （略）

（一定以上の所得を有する居宅要支援被保険者に係る介護予防サービス費等の額）

第五十九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者（次項に規定する居宅要支援被保険者を除く。）が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

一5六 （略）

2| 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者が受ける同項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

（介護予防サービス費等の額の特例）

第六十条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事

費用及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

一 指定介護福祉施設サービス

二 介護保健施設サービス

（新設）

三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

四 短期入所生活介護

五 短期入所療養介護

259 （略）

（一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る介護予防サービス費等の額）

第五十九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

一5六 （略）

（新設）

（介護予防サービス費等の額の特例）

第六十条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事

情があることにより、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた居宅要支援被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた居宅要支援被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

3 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた居宅要支援被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条第二項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

第六十九条（略）  
（保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例）

情があることにより、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。同項において同じ。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた居宅要支援被保険者が受ける前条各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた居宅要支援被保険者が受ける前条各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

（新設）

第六十九条（略）  
（保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例）

2 (略)

3 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）並びに行つた住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九条の二又は第五十九条の二の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

一 一十四 (略)

4 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行つた住宅改修に係る前項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十」とする。

5 |

第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着

2 (略)

3 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。）並びに行つた住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九条の二又は第五十九条の二の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

一 一十四 (略)

4 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行つた住宅改修に係る前項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九条の二又は第五十九条の二の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第四十九条の二又は第五十九条の二の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十」とする。

(新設)

型介護予防サービス並びに行った住宅改修に係る第三項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の六十」とする。

6 | (略)

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一～五の二 (略)

五の三 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百七十七条第三項第七号、第一百五十五条の二第二項第五号の三、第一百五十五条の十二第二項第五号の三、第一百二十五条の三、第二百三十三条第二項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり

5 | (略)

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一～五の二 (略)

五の三 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十五条の二第二項第五号の三、第一百二十五条の三、第二百三十三条第二項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以

、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百七十条第三項第七号、第一百五十五条の二第二項第五号の三、第一百五十五条の十二第二項第五号の三及び第一百五十五条の二十二第二項第四号の三において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

六〇十二（略）

3（略）

4 都道府県知事は、介護専用型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第一百八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

5 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第一百八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定

降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十五条の二第二項第五号の三、第一百五十五条の十二第二項第五号の三及び第一百五十五条の二十二第二項第四号の三において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

六〇十二（略）

3（略）

4 都道府県知事は、介護専用型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第一百八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

5 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第一百八条第二項の規定により当該都道府県が定める区

める区域とする。)における混合型特定施設入居者生活介護の推  
定利用定員(厚生労働省令で定めるところにより算定した定員を  
いう。)の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定め  
る都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合  
型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達してい  
るか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えるこ  
とになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計  
画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一  
条第一項本文の指定をしないことができる。

6  
(略)

7 | 関係市町村長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府  
県知事に対し、第四十一条第一項本文の指定(前項の厚生労働省  
令で定める居宅サービスに係るものを除く。次項において同じ。  
)について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該  
関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この  
場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければな  
らない。

8 | 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、厚生  
労働省令で定めるところにより、第四十一条第一項本文の指定に  
関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第百七条第一項  
に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意  
見を申し出ることができる。

9 | 都道府県知事は、第六項又は前項の意見を勘案し、第四十一条  
第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確  
保するために必要と認める条件を付することができる。

10 |  
11 | (略)

第七十二条 介護老人保健施設又は介護医療院について、第九十四  
条第一項又は第百七条第一項の許可があったときは、その許可の  
時に、当該介護老人保健施設又は介護医療院の開設者について、

域とする。)における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用  
定員(厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。  
)の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道  
府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定  
施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達しているか、又  
は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになる  
と認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達  
成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一  
項本文の指定をしないことができる。

6  
(略)

(新設)

(新設)

(新設)

7 |  
8 | (略)

第七十二条 介護老人保健施設について、第九十四条第一項の許可  
があったときは、その許可の時に、当該介護老人保健施設の開設  
者について、当該介護老人保健施設により行われる居宅サービス

当該介護老人保健施設又は介護医療院により行われる居宅サービス（短期入所療養介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスの種類に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設又は介護医療院の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設又は介護医療院について、第九十四条の二第二項若しくは第九十四条第一項の規定により許可の効力が失われたとき又は第九十四条第一項、第一百十四条の六第一項若しくは第九十五条の三十五第六項の規定により許可の取消しがあつたときは、その効力を失う。

（共生型居宅サービス事業者の特例）

第七十二条の二 訪問介護、通所介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスに係る事業所について、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援（以下「障害児通所支援」という。）に係るものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に係るものに限る。）を受けている者から当該事業所に係る第七十条第一項（第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける

（短期入所療養介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスの種類に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設について、第九十四条の二第一項の規定により許可の効力が失われたとき又は第九十四条第一項若しくは第九十五条の三十五第六項の規定により許可の取消しがあつたときは、その効力を失う。

（新設）

る第七十条第二項（第七十条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第七十条第二項第二号中「第七十四条第一項の」とあるのは「第七十二条の二第一項第一号の指定居宅サービスに従事する従業者に係る」と、「同項」とあるのは「同号」と、同項第三号中「第七十四条第二項」とあるのは「第七十二条の二第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定居宅サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準及び都道府県の条例で定める員数を満たしていること。

二 申請者が、都道府県の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができると認められること。

2 | 都道府県が前項各号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定居宅サービスの事業に係る居室の床面積

三 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

3 | 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようと



第七十七 条第一項 第四号	同項	第七十二條の二第一項 第二号
---------------------	----	-------------------

5 第一項に規定する者であつて、同項の申請に係る第四十一条第一項本文の指定を受けたものから、児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について同法第二十一条の五の二十四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたときは、当該指定に係る指定居宅サービスの事業について、第七十五条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。

（勧告、命令等）

第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第七十条第九項又は第十一項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

二 四 (略)

2 5 (略)

（指定の取消し等）

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若し

（勧告、命令等）

第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第七十条第八項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

二 四 (略)

2 5 (略)

（指定の取消し等）

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若し

くは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定居宅サービス事業者が、第七十条第九項又は第十一項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

三十三 (略)

2 (略)

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、地域密着型特定施設入居者生活介護につき市町村長から前項の届出があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

4・5 (略)

6 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあつては、第一号の二、第一号の三、第三号の二及び第三号の四から第五号までを除く。)のいずれかに該当するときは、第四

くは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定居宅サービス事業者が、第七十条第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

三十三 (略)

2 (略)

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、地域密着型特定施設入居者生活介護につき市町村長から前項の届出があった場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

4・5 (略)

6 市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあつては、第一号の二、第一号の三、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二

十二条の二第一項本文の指定をしないことができる。

一〇三の四（略）

四 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第一項の申請があつた場合において、当該市町村又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第一百七十二条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号及び次号イにおいて「日常生活圏域」という。）における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるか、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

五 地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定める地域密着型サービスにつき第一項の申請があつた場合において、第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。）の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所（イにおいて「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。）が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当し、かつ、当該市町村長が次のいずれかに該当すると認めるとき。

イ 当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む日常生活圏域における地域密着型サービス（地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定めるも

の二第一項本文の指定をしないことができる。

一〇三の四

四 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第一項の申請があつた場合において、当該市町村又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第一百七十二条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号において「日常生活圏域」という。）における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域の当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるか、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

（新設）

に限る。以下このイにおいて同じ。）の種類ごとの量が、  
第百十七条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介  
護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活  
圏域における当該地域密着型サービスの種類ごとの見込量に  
既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつ  
てこれを超えることになるとき。

ロ その他第百十七条第一項の規定により当該市町村が定める  
市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある  
とき。

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとする  
とき、又は前項第四号若しくは第五号の規定により同条第一項本  
文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が  
行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるため  
に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8  
8 11 (略)

(共生型地域密着型サービス事業者の特例)

第七十八条の二の二 地域密着型通所介護その他厚生労働省令で定  
める地域密着型サービスに係る事業所について、児童福祉法第二  
十一条の五の三第一項の指定（当該事業所により行われる地域密  
着型サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害児  
通所支援に係るものに限る。）又は障害者総合支援法第二十九条  
第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により  
行われる地域密着型サービスの種類に応じて厚生労働省令で定め  
る種類の障害福祉サービスに係るものに限る。）を受けている者  
から当該事業所に係る前条第一項（第七十八条の十二において準  
用する第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の申  
請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当するときに  
おける前条第四項（第七十八条の十二において準用する第七十条  
の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとする  
とき、又は前項第四号の規定により同条第一項本文の指定をしな  
いこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の  
被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を  
講ずるよう努めなければならない。

8  
8 11 (略)

(新設)

じ。)の規定の適用については、前条第四項第二号中「第七十八  
条の四第一項の」とあるのは「次条第一項第一号の指定地域密着  
型サービスに従事する従業者に係る」と、「若しくは同項」とあ  
るのは「又は同号」と、「員数又は同条第五項に規定する指定地  
域密着型サービスに従事する従業者に関する基準」とあるのは「  
員数」と、同項第三号中「第七十八条の四第二項又は第五項」と  
あるのは「次条第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生  
労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この  
限りでない。

一 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が  
、指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る市町村の条  
例で定める基準及び市町村の条例で定める員数を満たしている  
こと。

二 申請者が、市町村の条例で定める指定地域密着型サービスの  
事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サ  
ービス事業の運営をすることができることと認められること。

2 |

市町村が前項各号の条例を定めるに当たっては、第一号から第  
四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従  
い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令  
で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項につい  
ては厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当  
該従業者の員数

二 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

三 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に  
係る利用定員

四 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であつて  
、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び  
安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚  
生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

3 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第四十二条の二第一項本文の指定を受けたときは、その者に対しては、第七十八条の四第二項から第六項までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十二条の二第八項	第七十八条の四第二項又は第五項	第七十八条の二の二第二項
第七十八条の三第一項	次条第二項又は第五項	前条第一項第二号
第七十八条の四第一項	市町村の条例で定める基準に従い	第七十八条の二の二第二項第一号の指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る市町村の条例で定める基準に従い同号の
第七十八条の九第一項第二号	第七十八条の四第一項の 若しくは同項 員数又は同条第五項に規	第七十八条の二の二第二項第一号の指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る 又は同号 員数

定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準	又は当該市町村 員数
若しくは当該市町村員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準	員数
第七十八 条の九第 一項第三 号	第七十八 条の二の二第 一項第二号
第七十八 条の十第 四号	第七十八 条の二の二第 一項第一号の指定地域 密着型サービスに従事 する従業者に係る 又は同号
第七十八 条の十第 五号	第七十八 条の二の二第 一項第二号

5 |

第一項に規定する者であつて、同項の申請に係る第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものは、児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は

休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該届出があったときは、当該指定に係る指定地域密着型サービスの事業について、第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。

(指定の取消し等)

第七十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 六 (略)

七 指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。）が、第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。第八十条、第九十二条、第百四条及び第百十四条の六において同じ。）の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

八 十二 (略)

十三 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第二十九条第十六項の規定による通知を受けたとき。

十四 十六 (略)

(準用)

第七十八条の十二 第七十条の二、第七十一条及び第七十二条の規定は、第四十二条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、第七十条の二第四項中「前条」とあるのは、「第七十八条の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替

(指定の取消し等)

第七十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 六 (略)

七 指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。）が、第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。第八十条、第九十二条及び第百四条において同じ。）の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

八 十二 (略)

(新設)

十三 十五 (略)

(準用)

第七十八条の十二 第七十条の二、第七十一条及び第七十二条の規定は、第四十二条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

えは、政令で定める。

第七十八条の十四 (略)

2 (略)

3 第七十八条の二第二項、第四項(第四号、第六号の二、第十号及び第十二号を除く。)、第五項、第六項(第一号の二、第三号の二及び第三号の四から第五号までを除く。)、第七項及び第八項の規定は、公募指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(開設許可)

第九十四条 (略)

2 介護老人保健施設を開設した者が、当該介護老人保健施設の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号(前項の申請にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一 五の三 (略)

六 申請者が、第四百四条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護老人保健施設の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の開設した介護老人保健施設の管理者であつた

第七十八条の十四 (略)

2 (略)

3 第七十八条の二第二項、第四項(第四号、第六号の二、第十号及び第十二号を除く。)、第五項、第六項(第一号の二、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。)、第七項及び第八項の規定は、公募指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(開設許可)

第九十四条 (略)

2 介護老人保健施設を開設した者(以下「介護老人保健施設の開設者」という。)が、当該介護老人保健施設の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号(前項の申請にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一 五の三 (略)

六 申請者が、第四百四条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護老人保健施設を管理する者(以下「介護老人保健施設の管理者」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に

者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。  
。）であるとき。ただし、当該許可の取消しが、介護老人保健施設の許可の取消しのうち当該許可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護老人保健施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該介護老人保健施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七十一 (略)

4 (略)

5 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可（入所定員の増加に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第一百八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護老人保健施設の入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護老人保健施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

6 (略)

(報告等)

第百条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により、介護老人保健施設の開設者等に対し報告

当該者の開設した介護老人保健施設の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該許可の取消しが、介護老人保健施設の許可の取消しのうち当該許可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護老人保健施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該介護老人保健施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七十一 (略)

4 (略)

5 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可（入所定員の増加に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第一百八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護老人保健施設の入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護老人保健施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

6 (略)

(報告等)

第百条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により、介護老人保健施設の開設者等に対し報告

若しくは提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に介護老人保健施設の開設者等に対し質問させ、若しくは介護老人保健施設に立入検査をさせた市町村長は、当該介護老人保健施設につき次条、第百二条第一項、第百三条第三項又は第百四条第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第百四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第百二条、第百三条第一項、第百四条第一項の規定により、当該介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一〜七 (略)

八 介護老人保健施設の開設者等が、第百条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、介護老人保健施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該介護老人保健施設の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九〜十二 (略)

2・3 (略)

(公示)

第百四条の二 都道府県知事は、次に掲げる場合には、介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名、当該介護老人保健施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

若しくは提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に介護老人保健施設の開設者等に対し質問させ、若しくは介護老人保健施設に立入検査をさせた市町村長は、当該介護老人保健施設につき次条、第百二条、第百三条第三項又は第百四条第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第百四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第百二条、第百三条第一項、第百四条第一項の規定により、当該介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一〜七 (略)

八 介護老人保健施設の開設者等が、第百条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該介護老人保健施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該介護老人保健施設の開設者又は当該介護老人保健施設の管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九〜十二 (略)

2・3 (略)

(公示)

第百四条の二 都道府県知事は、次に掲げる場合には、介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名、当該介護老人保健施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一〇三 (略)

(医療法の準用)

第二百五条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第九条第二項の規定は、介護老人保健施設の開設者について、同法第十五条第一項及び第三項の規定は、介護老人保健施設の管理者について、同法第三十条の規定は、第一条、第二条第一項、第三条第三項及び第四条第一項の規定による処分について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(医療法との関係等)

第六十六条 介護老人保健施設は、医療法にいう病院又は診療所ではない。ただし、同法及びこれに基づく命令以外の法令の規定（健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く。）において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設（政令で定める法令の規定にあつては、政令で定めるものを除く。）を含むものとする。

### 第三款 介護医療院

(開設許可)

第七十条 介護医療院を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 | 介護医療院を開設した者が、当該介護医療院の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 | 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれ

一〇三 (略)

(医療法の準用)

第二百五条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第九条第二項の規定は、介護老人保健施設の開設者について、同法第十五条第一項及び第三項の規定は、介護老人保健施設の管理者について、同法第三十条の規定は、第一条から第四条までの規定に基づく処分について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(医療法との関係等)

第六十六条 介護老人保健施設は、医療法にいう病院又は診療所ではない。ただし、医療法及びこれに基づく命令以外の法令の規定（健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く。）において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設（政令で定める法令の規定にあつては、政令で定めるものを除く。）を含むものとする。

第七十条から第七十五条まで 削除

- かに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。
- 一 当該介護医療院を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。
  - 二 当該介護医療院が第百十一条第一項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設又は同条第二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有しないとき。
  - 三 第百十一条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護医療院の運営をすることができないと認められるとき。
  - 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - 六 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - 七 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
  - 八 申請者が、第百十四条の六第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役

員又はその開設した介護医療院の管理者であつた者で当該取消  
しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を  
取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人  
でないものである場合においては、当該通知があつた日前六十  
日以内に当該者の開設した介護医療院の管理者であつた者で当  
該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）で  
あるとき。ただし、当該許可の取消しが、介護医療院の許可の  
取消しのうち当該許可の取消しの処分の理由となつた事実及び  
当該事実の発生を防止するための当該介護医療院の開設者によ  
る業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実  
に関して当該介護医療院の開設者が有していた責任の程度を考  
慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこと  
とすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令  
で定めるものに該当する場合を除く。

九 申請者が、第百十四条の六第一項又は第百十五条の三十五第  
六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五  
条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分  
をしないことを決定する日までの間に第百十三条第二項の規定  
による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由があ  
る者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しな  
いものであるとき。

十 申請者が、第百十四条の二第一項の規定による検査が行われ  
た日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十四条  
の六第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行う  
か否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で  
定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行  
われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該  
特定の日をいう。）までの間に第百十三条第二項の規定による  
廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を  
除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

であるとき。

十一 第九号に規定する期間内に第百十三条第二項の規定による廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した介護医療院の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の開設した介護医療院の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二 申請者が、許可の申請前五年以内に居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十三 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十四 申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第十二号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

4 都道府県知事は、営利を目的として、介護医療院を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

5 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可（入所定員の増加に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護医療院の入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護医療院の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は第二項の許可

を与えないことができる。

- 6 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

(許可の更新)

第百八条 前条第一項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 3 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

- 4 前条の規定は、第一項の許可の更新について準用する。

(介護医療院の管理)

第百九条 介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護医療院を管理させなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護医療院を管理させることができる。

(介護医療院の基準)

第百十条 介護医療院の開設者は、次条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等

に於じて適切な介護医療院サービスを提供するとともに、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に介護医療院サービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

2 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

第百十一条 介護医療院は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室、処置室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならない。

2 介護医療院は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、介護医療院の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

4 都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数

二 介護医療院の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

5 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護医療院サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めよう

とするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

6 介護医療院の開設者は、第百十三条第二項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前日に当該介護医療院サービスを受けていた者であつて、当該廃止又は休止の日以後においても引き続き当該介護医療院サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の介護医療院の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

7 介護医療院の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(広告制限)

第百十二条 介護医療院に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 介護医療院の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
  - 二 介護医療院に勤務する医師及び看護師の氏名
  - 三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項
  - 四 その他道府県知事の許可を受けた事項
- 2 厚生労働大臣は、前項第三号に掲げる事項の広告の方法について、厚生労働省令で定めるところにより、必要な定めをすることができる。

(変更の届出等)

第百十三条 介護医療院の開設者は、第百七条第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護医療院の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該介護医療院を再開したときは、厚生労働省令で定めるところに

より、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければなら  
ない。

- 2 介護医療院の開設者は、当該介護医療院を廃止し、又は休止し  
ようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃  
止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出  
なければならない。

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

- 第百十四条 都道府県知事又は市町村長は、介護医療院の開設者に  
よる第百十一条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるた  
め必要があると認めるときは、当該介護医療院の開設者及び他の  
介護医療院の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該介  
護医療院の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行  
うことができる。

- 2 厚生労働大臣は、同一の介護医療院の開設者について二以上の  
都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合に  
おいて、当該介護医療院の開設者による第百十一条第六項に規定  
する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは  
、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該介護医療院の開設  
者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その  
他の援助を行うことができる。

(報告等)

- 第百十四条の二 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認め  
るときは、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医  
師その他の従業者（以下「介護医療院の開設者等」という。）に  
対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を  
命じ、介護医療院の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に  
、介護医療院の開設者等に対して質問させ、若しくは介護医療院  
、介護医療院の開設者の事務所その他介護医療院の運営に関係の

ある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

3 第一項の規定により、介護医療院の開設者等に対し報告若しくは提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に介護医療院の開設者等に対し質問させ、若しくは介護医療院に立入検査をさせた市町村長は、当該介護医療院につき次条、第十四条の四第一項、第十四条の五第三項又は第十四条の六第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(設備の使用制限等)

第十四条の三 都道府県知事は、介護医療院が、第一百一十一条第一項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設を有しなくなったとき、又は同条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなったときは、当該介護医療院の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(変更命令)

第十四条の四 都道府県知事は、介護医療院の管理者が介護医療院の管理者として不適当であると認めるときは、当該介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、介護医療院の管理者の変更を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、介護医療院に入所している者の生命又は身体の安

全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

(業務運営の勧告、命令等)

第百十四条の五 都道府県知事は、介護医療院が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 その業務に従事する従業者の人員について第百十一条第二項の厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二 第百十一条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る。)に適合していない場合 当該介護医療院の設備及び運営に関する基準に適合すること。

三 第百十一条第六項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護医療院の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた介護医療院の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る介護医療院サービスを行った介護医療院について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると

認めるときは、その旨を当該介護医療院の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第百十四条の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護医療院に係る第百七条第一項の許可（以下この条において「許可」という。）を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 介護医療院の開設者が、許可を受けた後正当な理由がなく、六月以上その業務を開始しないとき。
- 二 介護医療院が、第百七条第三項第四号から第六号まで、第十三号（第七号に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第十四号（第七号に該当する者のあるものであるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- 四 介護医療院の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があったとき。
- 五 第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。
- 六 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- 七 介護医療院の開設者等が、第百十四条の二第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 八 介護医療院の開設者等が、第百十四条の二第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、介護医療院の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止

するため、当該介護医療院の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九 前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 介護医療院の開設者が法人である場合において、その役員又は当該介護医療院の管理者のうちに許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 介護医療院の開設者が第七十条第三項第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合において、その管理者が許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、第二十八条第五項の規定により委託した調査又は保険給付に係る介護医療院サービスを行った介護医療院について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該介護医療院の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、介護医療院に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

(公示)

第一百四十四条の七 都道府県知事は、次に掲げる場合には、介護医療院の開設者の名称又は氏名、当該介護医療院の所在地その他の厚

生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一 第七十七条第一項の規定による許可をしたとき。

二 第一百三十二条第二項の規定による廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により第七十七条第一項の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(医療法の準用)

第一百四十四条の八 医療法第九条第二項の規定は、介護医療院の開設者について、同法第十五条第一項及び第三項の規定は、介護医療院の管理者について、同法第三十条の規定は、第一百四十四条の三、第一百四十四条の四第一項、第一百四十四条の五第三項及び第一百四十四条の六第一項の規定による処分について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(医療法との関係等)

第一百五十五条 介護医療院は、医療法にいう病院又は診療所ではない。ただし、同法及びこれに基づく命令以外の法令の規定（健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く。）において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院（政令で定める法令の規定にあつては、政令で定めるものを除く。）を含むものとする。

2 介護医療院の開設者は、医療法第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護医療院の名称中に介護医療院という文字を用いることができる。

(指定介護予防サービス事業者の指定)  
第一百五十五条の二 (略)

2・3 (略)

4 関係市町村長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府

(新設)

(指定介護予防サービス事業者の指定)  
第一百五十五条の二 (略)

2・3 (略)

(新設)

県知事に対し、第五十三条第一項本文の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

5 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、第五十三条第一項本文の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

6 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第五十三条第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するため必要と認める条件を付することができる。

(共生型介護予防サービス事業者の特例)

第百十五条の二の二 介護予防短期入所生活介護その他厚生労働省令で定める介護予防サービスに係る事業所について、児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定(当該事業所により行われる介護予防サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害児通所支援に係るものに限る。)又は障害者総合支援法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定(当該事業所により行われる介護予防サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害福祉サービスに係るものに限る。)を受けている者から当該事業所に係る前条第一項(第百十五条の十一において準用する第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける前条第二項(第百十五条の十一において準用する第七十条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、前条第二項第二号中「第百十五条の四第一項の」とあるのは「次条第一項第一号の指定介護予防サービスに従事する従業者に係る」と、「同項」とあるのは「同

(新設)

(新設)

(新設)

- 号」と、同項第三号中「第百十五條の四第二項」とあるのは「次  
条第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定  
めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。
- 一 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が  
、指定介護予防サービスに従事する従業者に係る都道府県の条  
例で定める基準及び都道府県の条例で定める員数を満たしてい  
ること。
- 二 申請者が、都道府県の条例で定める指定介護予防サービスに  
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指  
定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従っ  
て適正な介護予防サービス事業の運営をすることができることと認  
められること。
- 2 | 都道府県が前項各号の条例を定めるに当たっては、第一号から  
第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に  
従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省  
令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項につ  
いては厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該  
従業者の員数
- 二 指定介護予防サービスの事業に係る居室の床面積
- 三 指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、  
利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安  
全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生  
労働省令で定めるもの
- 四 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員
- 3 | 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（  
指定介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めよ  
うとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなけれ  
ばならない。
- 4 | 第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る



条の九第

一項第四

一項第二号

5 第一項に規定する者であつて、同項の申請に係る第五十三条第

一項本文の指定を受けたものから、児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について同法第二十一条の五の二十四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたときは、当該指定に係る指定介護予防サービスの事業について、第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。

（勧告、命令等）

第百十五条の八 都道府県知事は、指定介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第百十五条の二第六項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

二 四（略）

2 5（略）

（指定の取消し等）

第百十五条の九（略）

一（略）

二 指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の二第六項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に違反したと

（勧告、命令等）

第百十五条の八 都道府県知事は、指定介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

（新設）

一 三（略）

2 5（略）

（指定の取消し等）

第百十五条の九（略）

一（略）

（新設）

認められるとき。

三十三 (略)

2 (略)

(準用)

第十五条の十一 第七十条の二、第七十一条及び第七十二条の規定は、第五十三条第一項本文の指定について準用する。この場合において、第七十条の二第四項中「前条」とあるのは、「第十五条の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(共生型地域密着型介護予防サービス事業者の特例)

第十五条の十二の二 厚生労働省令で定める地域密着型介護予防サービスに係る事業所について、児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定(当該事業所により行われる地域密着型介護予防サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害児通所支援に係るものに限る。)又は障害者総合支援法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定(当該事業所により行われる地域密着型介護予防サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害福祉サービスに係るものに限る。)を受けている者から当該事業所に係る前条第一項(第十五条の二十一において準用する第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)(の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当するときににおける前条第二項(第十五条の二十一において準用する第七十条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(の規定の適用については、前条第二項第二号中「第十五条の十四第一項の」とあるのは「次条第一項第一号の指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る」と、「若しくは同項」とあるのは「又は同号」と、「員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に

二十二 (略)

2 (略)

(準用)

第十五条の十一 第七十条の二、第七十一条及び第七十二条の規定は、第五十三条第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

関する基準」とあるのは「員数」と、同項第三号中「第百十五条の十四第二項又は第五項」とあるのは「次条第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る市町村の条例で定める基準及び市町村の条例で定める員数を満たしていること。

二 申請者が、市町村の条例で定める指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができると認められること。

2 | 市町村が前項各号の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

三 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

四 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

3 | 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（

指定地域密着型介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。  
 )を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を  
 聴かなければならない。

4 | 第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る  
 第五十四条の二第一項本文の指定を受けたときは、その者に対し  
 ては、第百十五条の十四第二項から第六項までの規定は適用せず  
 、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中  
 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と  
 する。

第五十四 条の二第 八項	第百十五条の十四第二項 又は第五項	第百十五条の十二の二 第一項第二号
第百十五 条の十三 第一項	次条第二項又は第五項	前条第一項第二号
第百十五 条の十四 第一項	市町村の条例で定める基 準に従い	第百十五条の十二の二 第一項第一号の指定地 域密着型介護予防サー ビスに従事する従業者 に係る市町村の条例で 定める基準に従い同号 の
第百十五 条の十八 第一項第 二号	第百十五条の十四第一項 の	第百十五条の十二の二 第一項第一号の指定地 域密着型介護予防サー ビスに従事する従業者 に係る
	若しくは同項	又は同号
	員数又は同条第五項に規 定する指定地域密着型介	員数

5

<p>第百十五 条の十八 第一項第 三号</p>	<p>第百十五 条の十四 第二項 又は第五 項</p>	<p>第百十五 条の十二 の二 第一項 第二号</p>	<p>第百十五 条の十九 第四号</p>	<p>第百十五 条の十四 第一項 の</p>	<p>第百十五 条の十二 の二 第一項 第一号の 指定地 域密着 型介護 予防サ ービス に從事 する従 業者 に係る</p>	<p>第百十五 条の十九 第五号</p>	<p>第百十五 条の十四 第二項 又は第五 項</p>	<p>第百十五 条の十二 の二 第一項 第二号</p>
<p>第一項に規定する者であつて、同項の申請に係る第五十四条の二第一項本文の指定を受けたものは、児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止しようと</p>			<p>若しくは同項 員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに從事する従業者に関する基準</p>	<p>又は同号 員数</p>	<p>介護予防サービスに從事する従業者に関する基準 若しくは当該市町村 員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに從事する従業者に関する基準</p>	<p>又は当該市町村 員数</p>		

するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は  
休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に  
届け出なければならない。この場合において、当該届出があつた  
ときは、当該指定に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業  
について、第百十五條の十五第二項の規定による事業の廃止又は  
休止の届出があつたものとみなす。

(準用)

第百十五條の二十一 第七十條の二の規定は、第五十四條の二第一  
項本文の指定について準用する。この場合において、第七十條の  
二第四項中「前条」とあるのは、「第百十五條の十二」と読み替  
えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(業務管理体制の整備等)

第百十五條の三十二 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サ  
ービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービ  
ス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予  
防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及  
び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）  
は、第七十四條第六項、第七十八條の四第八項、第八十一條第六  
項、第八十八條第六項、第九十七條第七項、第百十一條第七項、  
第百十五條の四第六項、第百十五條の十四第八項又は第百十五條  
の二十四第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労  
働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければなら  
ない。

255 (略)

(介護サービス情報の報告及び公表)

第百十五條の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事  
業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者

(準用)

第百十五條の二十一 第七十條の二の規定は、第五十四條の二第一  
項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術  
的読替は、政令で定める。

(業務管理体制の整備等)

第百十五條の三十二 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サ  
ービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービ  
ス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予  
防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設  
の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第七十四  
條第六項、第七十八條の四第八項、第八十一條第六項、第八十八  
條第六項、第九十七條第七項、第百十五條の四第六項、第百十五  
條の十四第八項又は第百十五條の二十四第六項に規定する義務の  
履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務  
管理体制を整備しなければならない。

255 (略)

(介護サービス情報の報告及び公表)

第百十五條の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事  
業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者

、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 5 (略)

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第四項の規定による命令に従わな

いときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 (略)

(市町村の連絡調整等)

第百十五条の四十五の十 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の円滑な実施のために必要な関係者相互間の連絡調整を行うことができる。

2 市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条

、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 5 (略)

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 (略)

(市町村の連絡調整等)

第百十五条の四十五の十 市町村は、第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業の円滑な実施のために必要な関係者相互間の連絡調整を行うことができる。

2 市町村が行う第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業の

の四十五第二項各号に掲げる事業の関係者は、当該事業に協力するよう努めなければならない。

3 都道府県は、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業に関し、情報の提供その他市町村に対する支援に努めるものとする。

(地域包括支援センター)

第百十五条の四十六 (略)

2・3 (略)

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。

5・8 (略)

9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

10・12 (略)

(会議)

第百十五条の四十八 (略)

2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3・6 (略)

(市町村介護保険事業計画)

関係者は、当該事業に協力するよう努めなければならない。

3 都道府県は、市町村が行う第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業に関し、情報の提供その他市町村に対する必要な協力をすることができる。

(地域包括支援センター)

第百十五条の四十六 (略)

2・3 (略)

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。

5・8 (略)

9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、点検を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10・12 (略)

(会議)

第百十五条の四十八 (略)

2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3・6 (略)

(市町村介護保険事業計画)

第百七十七条 (略)

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3・4 (略)

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 (略)

7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

9 (略)

10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

11 (略)

第百七十七条 (略)

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

(新設)

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

3・4 (略)

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 (略)

(新設)

7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

(新設)

9 (略)

10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

9 (略)

12| 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

13| (略)

(都道府県介護保険事業支援計画)

第百十八条 (略)

2| 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一| 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み

二| 都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項

三| 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3| 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一〜四 (略)

五| 介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業に関する市町村相互間の連絡調整を行う事業に関する事項

4| 都道府県介護保険事業支援計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項各号に掲げる事項のほか、第二項第一号の規定に

10| 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

11| (略)

(都道府県介護保険事業支援計画)

第百十八条 (略)

2| 都道府県介護保険事業支援計画においては、当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるものとする。

3| 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一〜四 (略)

五| 第百十五条の四十五第二項第四号に掲げる事業に関する市町村相互間の連絡調整を行う事業に関する事項

4| 都道府県介護保険事業支援計画においては、第二項に規定する事項及び前項各号に掲げる事項のほか、第二項の規定により当該

より当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができる。

5| 都道府県は、次条第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県介護保険事業支援計画を作成するよう努めるものとする。

6| (略)

7| 都道府県は、第二項第二号に規定する施策の実施状況及び同項第三号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、都道府県介護保険事業支援計画の実績に関する評価を行うものとする。

8| 都道府県は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、当該結果及び都道府県内の市町村の前条第七項の評価の結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

9| (略)

10| 都道府県介護保険事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する都道府県高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

11| (略)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等)

第百十八条の二 厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができる。

(新設)

5| (略)

(新設)

(新設)

6| (略)

7| 都道府県介護保険事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する都道府県高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8| (略)

(新設)

一 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項

二 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項

2 市町村は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供することができ

(都道府県の支援)

第百二十条の二 都道府県は、第百七条第五項の規定による市町村の分析を支援するよう努めるものとする。

2 都道府県は、都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援する事業として厚生労働省令で定める事業を行うよう努めるものとする。

第八章 費用等

第百二十二条の三 国は、前二条に定めるもののほか、市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援するため、政令で定めるところにより、市町村に対し、予算の範囲内において、交付金を交付する。

(新設)

第八章 費用等

(新設)

2 国は、都道府県による第二十條の二第一項の規定による支援及び同条第二項の規定による事業に係る取組を支援するため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、予算の範囲内において、交付金を交付する。

(国の補助)

第二百二十七条 国は、第二百一一条から第二百二二条の三まで及び第二百二十四条の二に規定するもののほか、予算の範囲内において、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる。

(概算納付金)

第二百五十二条 前条第一項の概算納付金の額は、次の各号に掲げる医療保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）

当該年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額を同年度におけるイに掲げる額で除して得た数に、同年度におけるロに掲げる額を乗じて得た額

イ 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額（第二号被保険者標準報酬総額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）の合計額

ロ 当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額

(国の補助)

第二百二十七条 国は、第二百一一条、第二百二二条、第二百二二条の二及び第二百二十四条の二に規定するもののほか、予算の範囲内において、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる。

(概算納付金)

第二百五十二条 前条第一項の概算納付金の額は、当該年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数を乗じて得た額とする。

額の見込額

二 被用者保険等保険者以外の医療保険者 当該年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数を乗じて得た額

2 | 前項第一号イの第二号被保険者標準報酬総額は、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、各年度の当該各号に定める額の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。

- 一 全国健康保険協会及び健康保険組合 第二号被保険者である被保険者ごとの健康保険法又は船員保険法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額
- 二 共済組合 第二号被保険者である組合員ごとの国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額
- 三 日本私立学校振興・共済事業団 第二号被保険者である加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額
- 四 国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。）  
（一）第二号被保険者である組合員ごとの前三号に定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額

（確定納付金）

第百五十三条 第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、次の各号に掲げる医療保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 被用者保険等保険者 前々年度における全ての市町村の医療

（確定納付金）

第百五十三条 第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、前々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した前々年度における全ての医療

保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額を同年度におけるイに掲げる額で除して得た数に、同年度におけるロに掲げる額を乗じて得た額

イ 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額（前条第二項に規定する第二号被保険者標準報酬総額をいう。ロにおいて同じ。）の合計額

ロ 当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額  
二 被用者保険等保険者以外の医療保険者 前々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数を乗じて得た額

（被保険者等に関する調査）

第二百二条 市町村は、被保険者の資格、保険給付、地域支援事業及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 (略)

（資料の提供等）

被保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した前々年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数を乗じて得た額とする。

（被保険者等に関する調査）

第二百二条 市町村は、被保険者の資格、保険給付、地域支援事業及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 (略)

（資料の提供等）

第二百三条 市町村は、保険給付、地域支援事業及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 都道府県知事又は市町村長は、第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十三条第一項本文、第五十四条の二第一項本文、第五十八条第一項若しくは第百十五条の四十五の三第一項の指定又は第九十四条第一項若しくは第百七条第一項の許可に關し必要があると認めるときは、これらの指定又は許可に係る申請者若しくはその役員等若しくは開設者若しくはその役員又は病院等の管理者、特別養護老人ホームの長若しくは第九十四条第三項第十一号若しくは第百七条第三項第十四号に規定する使用人の保険料等の納付状況につき、当該保険料等を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二百三条の三 第百条第一項又は第百十四条の二第一項の規定により都道府県知事又は市町村長の権限に属するものとされている事務は、介護老人保健施設又は介護医療院に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市町村長が行うものとする。この場合において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があらるものとする。

第二百三条 市町村は、保険給付、地域支援事業及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 都道府県知事又は市町村長は、第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十三条第一項本文、第五十四条の二第一項本文、第五十八条第一項若しくは第百十五条の四十五の三第一項の指定又は第九十四条第一項の許可に關し必要があると認めるときは、これらの指定又は許可に係る申請者若しくはその役員等若しくは開設者若しくはその役員又は病院等の管理者、特別養護老人ホームの長若しくは同条第三項第十一号に規定する使用人の保険料等の納付状況につき、当該保険料等を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二百三条の三 第百条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長の権限に属するものとされている事務は、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市町村長が行うものとする。この場合において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があらるものとする。

2 (略)

第二百六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第一条又は第二条第一項の規定に基づく命令に違反したとき。

三 第一百二十二条第一項各号に掲げる事項以外の事項を広告し、同項各号に掲げる事項に関し虚偽の広告をし、又は同項第三号に掲げる事項の広告の方法が同条第二項の規定による定めに従ったとき。

四 第一百四条の三又は第一百四条の四第一項の規定に基づく命令に違反したとき。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(削る)

- 一 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第四項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第四項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百四条の二第一項、第一百五條の七第一項、第一百五條の十七第一項、第一百五條の二十七第一項又は第一百五條の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 (略)

第二百六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第一条又は第二条の規定に基づく命令に違反したとき。

(新設)

(新設)

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十五条の規定に違反したとき。

- 二 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第四項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第四項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百五條の七第一項、第一百五條の十七第一項、第一百五條の二十七第一項又は第一百五條の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第九十五条の規定に違反したとき。

三 (略)

四 第九十九条の規定に違反したとき。

五 第一百十三条第二項又は第一百十四条の八において準用する医療法第九條第二項の規定に違反したとき。

第二百十四條 (略)

2 (略)

3 市町村は、条例で、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、第二百二條第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の間問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

4・5 (略)

#### 附則

(病床轉換の円滑化への配慮)

第七條 厚生労働大臣は、基本指針を定めるに当たっては、医療に要する費用の適正化及び良質かつ効率的な介護サービスの確保の観点から高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する病床の轉換が円滑に行われるよう、介護医療院その他の厚生労働省令で定める施設の入所定員の増加について適切に配慮するものとする。

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定の特例)

第十一條 平成二十九年及び平成三十年の各年度における被用

(新設)

三 (略)

(新設)

(新設)

第二百十四條 (略)

2 (略)

3 市町村は、条例で、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、第二百二條第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の間問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

4・5 (略)

#### 附則

(病床轉換の円滑化への配慮)

第七條 厚生労働大臣は、基本指針を定めるに当たっては、医療に要する費用の適正化及び良質かつ効率的な介護サービスの確保の観点から高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する病床の轉換が円滑に行われるよう、介護保険施設その他厚生労働省令で定める施設の入所定員の増加について適切に配慮するものとする。

(被用者保険等保険者に係る納付金の額の算定の特例)

第十一條 平成二十八年以後の各年度の被用者保険等保険者(高

者保険等保険者に係る第五十一条第一項の概算納付金の額は、第五十二条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 概算負担調整基準超過保険者（概算総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数で除して得た額が概算負担調整基準額を超える被用者保険等保険者をいう。次号及び第五項において同じ。） 概算総報酬割納付金の額から負担調整対象見込額を控除して得た額と負担調整見込額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額

二 概算負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者 概算総報酬割納付金の額と負担調整見込額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額

2 | 前項各号の概算総報酬割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における第一号に掲げる額で除して得た額に、当該各年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額（第五十二条第一項第一号イに規定する第二号被保険者標準報酬総額の見込額をいう。次号及び次項並びに附則第十三条第二項各号及び第三項において同じ。）の合計額

二 当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額

3 | 第一項第一号の概算負担調整基準額は、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、年度ごとに政令で定める額

齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者又は健康保険法第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る第五十一条第一項の概算納付金の額は、当分の間、第五十二条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

（新設）

（新設）

とする。

4 第一項第一号の負担調整対象見込額は、第二項に規定する概算総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数に前項に規定する概算負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。

5 第一項各号の負担調整見込額は、当該各年度における全ての概算負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

6 第一項各号の補正後概算加入者割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に二分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

7 第二項及び前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額とする。

8 第五項及び第六項の補正後第二号被保険者見込数は、第二号被保険者（第二号被保険者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、

（新設）

（新設）

（新設）

2 前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額とする。

3 第一項の補正後第二号被保険者見込数は、第二号被保険者（第二号被保険者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

当該各号に定める者であるもの（以下「特定第二号被保険者」という。）を除く。）の見込数と特定第二号被保険者である者の見込数に年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

9 | 一〇六 (略)

（平成二十九年及び平成三十年の各年度の被用者保険等保  
者に係る確定納付金の額の算定の特例）

第十二条 平成二十九年及び平成三十年の各年度における被用者保険等保  
険者に係る第五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、第五十三  
条第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保  
険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 確定負担調整基準超過保険者（確定総報酬割納付金の額を厚生  
労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における  
当該被用者保険等保  
険者に係る第二号被保険者の数で除して得た額が確定負担調整基準額を超える被用者保険等保  
険者をいう。次号及び第五項において同じ。） 確定総報酬割納付金の額  
から負担調整対象額を控除して得た額と負担調整額との合計額  
と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

二 確定負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保  
険者 確  
定総報酬割納付金の額と負担調整額との合計額と補正後確定加  
入者割納付金の額との合計額

2 | 前項各号の確定総報酬割納付金の額は、当該各年度における被  
用者保険等保  
険者に係る補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を  
当該各年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、当該各年度  
における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

定める者であるもの（以下この条及び次条において「特定第二号  
被保険者」という。）を除く。）の見込数と特定第二号被保険者  
である者の見込数に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の  
数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得  
た数との合計とする。

4 | 一〇六 (略)

第十二条 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保  
険者に係  
る第五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、当分の間、  
第五十三  
条の規定にかかわらず、被用者保険等保  
険者に係る補  
正前確定納付金総額を全ての被用者保険等保  
険者に係る補正後第  
二号被保  
険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定める  
ところにより算定した当該各年度における当該被用者保  
険等保  
険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

(新設)

- 1| 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額（第五十二条第二項に規定する第二号被保険者標準報酬総額をいう。次号及び次項並びに附則第十四条第二項各号及び第三項において同じ。）の合計額
- 2| 当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額
- 3| 第一項第一号の確定負担調整基準額は、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、年度ごとに政令で定める額とする。
- 4| 第一項第一号の負担調整対象額は、第二項に規定する確定総報酬納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数に前項に規定する確定負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。
- 5| 第一項各号の負担調整額は、当該各年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。
- 6| 第一項各号の補正後確定加入者割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。
- 7| 第二項及び前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金

- 2| 前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額は、当
- (新設)
- (新設)
- (新設)

総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額とする。

8| 第五項及び第六項の補正後第二号被保険者数は、第二号被保険者（特定第二号被保険者を除く。）の数と特定第二号被保険者である者の数に年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

（平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定の特例）

第十三条 平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る第五十一条第一項の概算納付金の額は、第一百五十二条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一| 概算負担調整基準超過保険者（概算総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数で除して得た額が概算負担調整基準額を超える被用者保険等保険者をいう。次号及び第五項において同じ。） 概算総報酬割納

付金の額から負担調整対象見込額を控除して得た額と負担調整見込額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額  
二| 概算負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者 概算総報酬割納付金の額と負担調整見込額との合計額  
算加入者割納付金の額との合計額

2| 前項各号の概算総報酬割納付金の額は、平成三十一年度にお

該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額とする。

3| 第一項の補正後第二号被保険者数は、第二号被保険者（特定第二号被保険者を除く。）の数と特定第二号被保険者である者の数に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

（新設）

る被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額（附則第十一条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額をいう。第六項において同じ。）に四分の三を乗じて得た額を同年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、同年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額

二 当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額

3 | 第一項第一号の概算負担調整基準額は、平成三十一年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、政令で定める額とする。

4 | 第一項第一号の負担調整対象見込額は、第二項に規定する概算総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数に前項に規定する概算負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。

5 | 第一項各号の負担調整見込額は、平成三十一年度における全ての概算負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数（附則第十一条第八項に規定する補正後第二号被保険者見込数をいう。以下この項及び次項において同じ。）の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

6 | 第一項各号の補正後概算加入者割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に四

分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

(平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例)

第十四条 平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る第五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、第五十三条第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 確定負担調整基準超過保険者（確定総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数で除して得た額が確定負担調整基準額を超える被用者保険等保険者をいう。次号及び第五項において同じ。） 確定総報酬割納付金の額から負担調整対象額を控除して得た額と負担調整額との合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

二 確定負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者 確定総報酬割納付金の額と負担調整額との合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

2| 前項各号の確定総報酬割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額（附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額をいう。第六項において同じ。）に四分の三を乗じて得た額を同年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、同年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額

(新設)

二 当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額  
3 第一項第一号の確定負担調整基準額は、平成三十一年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、政令で定める額とする。

4 第一項第一号の負担調整対象額は、第二項に規定する確定総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数に前項に規定する確定負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。

5 第一項各号の負担調整額は、平成三十一年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数（附則第十二条第八項に規定する補正後第二号被保険者数をいう。以下この項及び次項において同じ。）の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

6 第一項各号の補正後確定加入者割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額に四分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

第十五条 (略)  
(延滞金の割合の特例)

第十三条 (略)  
(延滞金の割合の特例)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（抄）（第二条関係）【平成二十九年七月一日・平成三十年四月一日・平成三十年八月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一定以上の所得を有する要介護被保険者に係る居宅介護サービス費等の額）</p> <p>第四十九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者（次項に規定する要介護被保険者を除く。）が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項</p> <p>三 地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の二第二項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>2 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける同項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。</p> <p>（居宅介護サービス費等の額の特例）</p> <p>第五十条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを</p>	<p>（一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る居宅介護サービス費等の額）</p> <p>第四十九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第三項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項</p> <p>三 地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条の二第二項各号並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（居宅介護サービス費等の額の特例）</p> <p>第五十条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを</p>

含む。以下この条において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

3 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条第二項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

（保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例）

2 第六十九条（略）

含む。次項において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。同項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける前条各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受ける前条各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

（新設）

（保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例）

2 第六十九条（略）

3 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居室サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）並びに行つた住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九条の二の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

一〇十四（略）

4 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居室サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行つた住宅改修に係る前項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条第一項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十」とする。

5 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居室サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行つた住宅改修に係る第三項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（

3 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居室サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。）並びに行つた住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九条の二の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

一〇十四（略）

4 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居室サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行つた住宅改修に係る前項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九条の二の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十」とする。

（新設）

第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条第二項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の六十」とする。

6| (略)

(指定介護療養型医療施設の指定)

第七十条 (略)

二・三 (略)

一〇十 (略)

4 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第一百八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十八条第一項第三号の指定をしないことができる。

5 (略)

(市町村介護保険事業計画)

第七十一条 (略)

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の

5| (略)

(指定介護療養型医療施設の指定)

第七十条 (略)

二・三 (略)

一〇十 (略)

4 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第一百八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十八条第一項第三号の指定をしないことができる。

5 (略)

(市町村介護保険事業計画)

第七十一条 (略)

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

(新設)

防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3・4 (略)

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第一百八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 (略)

7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

9 (略)

10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第七十一条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

11 (略)

12 市町村は、市町村介護保険事業計画(第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

13 (略)

(都道府県介護保険事業支援計画)  
第一百八条 (略)

(新設)

3・4 (略)

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 (略)

(新設)

(新設)

7 (略)

8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第七十一条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

9 (略)

10 市町村は、市町村介護保険事業計画(第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

11 (略)

(都道府県介護保険事業支援計画)  
第一百八条 (略)

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（指定介護療養型医療施設にあっては、その療養病床等に係る必要入所定員総数）その他の介護給付等対象サービスの量の見込み

二 都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項

三 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 〇四 (略)

4 都道府県介護保険事業支援計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項各号に掲げる事項のほか、第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができる。

5 都道府県は、次条第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県介護保険事業支援計画を作成するよう努めるものとする。

6 (略)

7 都道府県は、第二項第二号に規定する施策の実施状況及び同項

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数）その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるものとする。

3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 〇四 (略)

4 都道府県介護保険事業支援計画においては、第二項に規定する事項及び前項各号に掲げる事項のほか、第二項の規定により当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができる。

(新設)

5 (略)

(新設)

第三号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、都道府県介護保険事業支援計画の実績に関する評価を行うものとする。

8| 都道府県は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、当該結果及び都道府県内の市町村の前条第七項の評価の結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

9| (略)

10| 都道府県介護保険事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

11| (略)

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等)

第百八条の二 厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

一 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項

二 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項

2| 市町村は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならぬ。

3| 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市

(新設)

6| (略)

7| 都道府県介護保険事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

8| (略)

(新設)

町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

(都道府県の支援)

第二百二十条の二 都道府県は、第一百七十五条の規定による市町村の分析を支援するよう努めるものとする。

2 都道府県は、都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援する事業として厚生労働省令で定める事業を行うよう努めるものとする。

第八章 費用等

(概算納付金)

第五十二条 前条第一項の概算納付金の額は、次の各号に掲げる医療保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）

当該年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額を同年度におけるイに掲げる額で除して得た数に、同年度におけるロに掲げる額を乗じて得た額

イ 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額（第二号被保険者標準報酬総額の見込額として

(新設)

第八章 費用等

(概算納付金)

第五十二条 前条第一項の概算納付金の額は、当該年度におけるすべての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度におけるすべての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数を乗じて得た額とする。

厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロ  
において同じ。）の合計額

ロ 当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総  
額の見込額

二 被用者保険等保険者以外の医療保険者 当該年度における全  
ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納  
付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより  
算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険  
者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めると  
ころにより算定した同年度における当該医療保険者に係る第二  
号被保険者の見込数を乗じて得た額

2  
前項第一号イの第二号被保険者標準報酬総額は、次の各号に掲  
げる被用者保険等保険者の区分に応じ、各年度の当該各号に定め  
る額の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正  
して得た額とする。

一 全国健康保険協会及び健康保険組合 第二号被保険者である  
被保険者ごとの健康保険法又は船員保険法に規定する標準報酬  
月額及び標準賞与額

二 共済組合 第二号被保険者である組合員ごとの国家公務員共  
済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の月  
額及び標準期末手当等の額

三 日本私立学校振興・共済事業団 第二号被保険者である加入  
者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額及び標  
準賞与額

四 国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。  
） 第二号被保険者である組合員ごとの前三号に定める額に相  
当するものとして厚生労働省令で定める額

（確定納付金）

第二百五十三条 第二百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、

（確定納付金）

第二百五十三条 第二百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、

次の各号に掲げる医療保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 前々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額を同年度におけるイに掲げる額で除して得た数に、同年度におけるロに掲げる額を乗じて得た額

イ 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額（前条第二項に規定する第二号被保険者標準報酬総額をいう。ロにおいて同じ。）の合計額

ロ 当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額  
二 被用者保険等保険者以外の医療保険者 前々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数を乗じて得た額

（被保険者等に関する調査）

第二百二条 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

前々年度におけるすべての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した前々年度におけるすべての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した前々年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数を乗じて得た額とする。

（被保険者等に関する調査）

第二百二条 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 (略)

(資料の提供等)

第二百三条 市町村は、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 (略)

第二百十四条 (略)

2 (略)

3 市町村は、条例で、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、第二百二条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

4・5 (略)

附則

(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定の特例)

第九条 平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一項の概算納付金の額は、第

2 (略)

(資料の提供等)

第二百三条 市町村は、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 (略)

第二百十四条 (略)

2 (略)

3 市町村は、条例で、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、第二百二条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

4・5 (略)

附則

(被用者保険等保険者に係る納付金の額の算定の特例)

第九条 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者(国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をい

百五十二条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 概算負担調整基準超過保険者（概算総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数で除して得た額が概算負担調整基準額を超える被用者保険等保険者という。次号及び第五項において同じ。） 概算総報酬割納付金の額から負担調整対象見込額を控除して得た額と負担調整見込額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額

二 概算負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者 概算総報酬割納付金の額と負担調整見込額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額

2| 前項各号の概算総報酬割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、当該各年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額（百五十二条第一項第一号イに規定する第二号被保険者標準報酬総額の見込額をいう。次号及び次項並びに附則

第二号第二項各号及び第三項において同じ。）の合計額

3| 二 当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額

3| 第一項第一号の概算負担調整基準額は、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、年度ごとに政令で定める額とする。

4| 第一項第一号の負担調整対象見込額は、第二項に規定する概算

う。以下この条及び次条において同じ。）に係る百五十一条第一項の概算納付金の額は、当分の間、百五十二条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

（新設）

（新設）

（新設）

総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数に前項に規定する概算負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。

5 第一項各号の負担調整見込額は、当該各年度における全ての概算負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

6 第一項各号の補正後概算加入者割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に二分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

7 第二項及び前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額とする。

8 第五項及び第六項の補正後第二号被保険者見込数は、第二号被保険者（第二号被保険者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であるもの（以下「特定第二号被保険者」という。）を除く。）の見込数と特定第二号被保険者である者の見込数に年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の

（新設）

（新設）

2 前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額とする。

3 第一項の補正後第二号被保険者見込数は、第二号被保険者（第二号被保険者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であるもの（以下この条及び次条において「特定第二号被保険者」という。）を除く。）の見込数と特定第二号被保険者である者の見込数に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の

額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

一〇五 (略)

六 高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員 その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものと、同法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

9| 前項の加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であった期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。

(平成二十九年年度及び平成三十年年度の各年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例)

第十条 平成二十九年年度及び平成三十年年度の各年度における被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、第百五十三条第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 確定負担調整基準超過保険者(確定総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数で除して得た額が確定負担調整基準額を超える被用者保険等保険者をいう

数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

一〇五 (略)

六 国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員 その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるもの、同法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

4| 前項の加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であった期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。

第十条 平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、当分の間、第百五十三条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

。次号及び第五項において同じ。） 確定総報酬割納付金の額から負担調整対象額を控除して得た額と負担調整額との合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

二 確定負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者 確定総報酬割納付金の額と負担調整額との合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

2 | 前項各号の確定総報酬割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、当該各年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額（第五十二条第二項に規定する第二号被保険者標準報酬総額をいう。次号及び次項並びに附則第十二条第二項各号及び第三項において同じ。）の合計額

3 | 二 当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額  
第一項第一号の確定負担調整基準額は、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、年度ごとに政令で定める額とする。

4 | 第一項第一号の負担調整対象額は、第二項に規定する確定総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数に前項に規定する確定負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。

5 | 第一項各号の負担調整額は、当該各年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

6| 第一項各号の補正後確定加入者割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

7| 第二項及び前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額とする。

8| 第五項及び第六項の補正後第二号被保険者数は、第二号被保険者（特定第二号被保険者を除く。）の数と特定第二号被保険者である者の数に年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

（平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定の特例）

第十一條 平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る第五十一條第一項の概算納付金の額は、第百五十二條第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 概算負担調整基準超過被保険者（概算総報酬割納付金の額を厚

（新設）

2| 前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額とする。

3| 第一項の補正後第二号被保険者数は、第二号被保険者（特定第二号被保険者を除く。）の数と特定第二号被保険者である者の数に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

（新設）

- 生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数で除して得た額が概算負担調整基準額を超える被用者保険等保険者をいう。次号及び第五項において同じ。） 概算総報酬割納付金の額から負担調整対象見込額を控除して得た額と負担調整見込額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額
- 二 概算負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者 概算総報酬割納付金の額と負担調整見込額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額
- 2 | 前項各号の概算総報酬割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額（附則第九条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額をいう。第六項において同じ。）に四分の三を乗じて得た額を同年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、同年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。
- 一 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額
- 二 当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額
- 3 | 第一項第一号の概算負担調整基準額は、平成三十一年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、政令で定める額とする。
- 4 | 第一項第一号の負担調整対象見込額は、第二項に規定する概算総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数に前項に規定する概算負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。
- 5 | 第一項各号の負担調整見込額は、平成三十一年度における全て

の概算負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数（附則第九条第八項に規定する補正後第二号被保険者見込数をいう。以下この項及び次項において同じ。）の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

6 第一項各号の補正後概算加入者割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に四分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

（平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例）

第十二条 平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る第五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、第一百五十三条第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 確定負担調整基準超過保険者（確定総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数で除して得た額が確定負担調整基準額を超える被用者保険等保険者をいう。次号及び第五項において同じ。） 確定総報酬割納付金の額から負担調整対象額を控除して得た額と負担調整額との合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

二 確定負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者 確

（新設）

- 定総報酬割納付金の額と負担調整額との合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額
- 2| 前項各号の確定総報酬割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額（附則第十条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額をいう。第六項において同じ。）に四分の三を乗じて得た額を同年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、同年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。
- 一| 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額
- 二| 当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額
- 3| 第一項第一号の確定負担調整基準額は、平成三十一年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、政令で定める額とする。
- 4| 第一項第一号の負担調整対象額は、第二項に規定する確定総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数に前項に規定する確定負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。
- 5| 第一項各号の負担調整額は、平成三十一年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数（附則第十条第八項に規定する補正後第二号被保険者数をいう。以下この項及び次項において同じ。）の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

6

第一項各号の補正後確定加入者割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額に四分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三百十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百一十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。</p> <p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付に</p>	<p>附 則</p> <p>（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三百十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百一十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。</p> <p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付に</p>

3 ついては、同日後も、なお従前の例による。  
(略)

3 いては、同日後も、なお従前の例による。  
(略)

改正案	現行
<p>（適用除外に関する経過措置）</p> <p>第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第七項に規定する生活介護（以下この項において「生活介護」という。）及び同条第十項に規定する施設入所支援に係るものに限る。第三項において「支給決定」という。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設（第三項において「指定障害者支援施設」という。）に入所しているもの又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。第三項において「障害者支援施設」という。）に入所しているものうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としな</p> <p>い。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当分の間、第一項の規定により介護保険の被保険者としな</p> <p>いとされた者（支給決定を受けて指定障害者支援施設に入所している者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものに限る。）であつた介護保険の被保険者に係る介護保険法第十三条及び附則第</p>	<p>（適用除外に関する経過措置）</p> <p>第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第七項に規定する生活介護（以下この項において「生活介護」という。）及び同条第十項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設に入所しているもの又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所しているものうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としな</p> <p>い。</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (新設)</p>

九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定  
 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句  
 とするほか、同法の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政  
 令で定める。

<p>第十三条第        一項ただし        書</p>	<p>二以上の住所地特例        対象施設に継続して</p>	<p>住所地特例対象施設又は        特定適用除外施設（介護        保険法施行法（平成九年        法律第二百二十四号）第十        一条第一項の規定により        介護保険の被保険者とし        ないこととされた者（障        害者の日常生活及び社会        生活を総合的に支援する        ための法律（平成十七年        法律第二百二十三号）第十        九条第一項の規定による        支給決定（同法第五条第        七項に規定する生活介護        及び同条第十項に規定す        る施設入所支援に係るも        のに限る。以下「支給決        定」という。）を受けて        同法第二十九条第一項に        規定する指定障害者支援        施設（以下「指定障害者        支援施設」という。）に        入所している者又は身体        障害者福祉法（昭和二十        四年法律第二百八十三号        ）第十八条第二項の規定</p>
--	---------------------------------------	---

<p>第十三条第 二項</p>	<p>していた住所地特例 対象施設 とする。</p> <p>一 継続して入所等 をしている二以上 の住所地特例対象 施設のそれぞれに 入所等をする事 によりそれぞれの</p>	<p>により障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に 支援するための法律第五 条第十一項に規定する障 害者支援施設（同条第七 項に規定する生活介護を 行うものに限る。以下「 障害者支援施設」という 。）に入所している者の うち厚生労働省令で定め るものその他特別の理由 がある者で厚生労働省令 で定めるものに限る。） の入所する指定障害者支 援施設及び障害者支援施 設その他厚生労働省令で 定める施設をいう。以下 同じ。）（以下「住所地 特例対象施設等」という 。）から継続して他の住 所地特例対象施設に していた住所地特例対象 施設等 とする。</p> <p>一 二以上の住所地特例 対象施設に継続して入 所等をしている住所地 特例対象被保険者のう ち、当該二以上の住所 地特例対象施設のそれ</p>
---------------------	---	---

住所の特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる住所の特例対象被保険者であつて、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの、当該の市町村の

二 継続して入所等をしていゝ二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等すること（以下この号において「継続入所等」といふ。）

それぞれに入所等をするこゝによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であつて、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの、当該の市町村

二 二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしていゝ住所の特例対象被保険者のうち、当該二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等すること（以下この項において「継続入所等」といふ。）により当該一の住所地特例対象施設の所在する

により当該一の住所  
地特例対象施設  
の所在する場所  
以外の場所から  
当該住所  
地特例対象施設  
の所在する場所  
への変更（以下  
この号において  
「特定住所  
変更」という。）  
を行ったと認め  
られる住所  
地特例対象被保  
険者であつて、  
最後に行つた  
特定住所  
変更に係る  
継続住所  
等の際  
他の市町  
村（現  
入所施設が  
所在する  
市町村  
以外の市  
町村を  
いう。）の  
区域内に  
住所を有  
していた  
と認めら  
れるもの  
当該他の  
市町村

場所以外の場所から  
当該住所  
地特例対象  
施設の所在  
する場所へ  
の住所  
変更（以下  
この項にお  
いて「特定  
住所  
変更」とい  
う。）を行  
つたと認め  
られる者  
であつて、  
最後に行  
つた特定  
住所  
変更に係  
る継続  
住所  
等の際  
他の市  
町村（現  
入所施設  
が所在  
する市  
町村以  
外の市  
町村を  
いう。）  
の区域  
内に住所  
を有して  
いた  
と認めら  
れるもの  
当  
該他の市  
町村

三 二以上の住所  
地特例  
対象施設  
等に継続  
して入所  
等をして  
いる住所  
地特例  
対象被保  
険者（前  
二号に掲  
げる者  
を除く。）  
のうち、  
特定適  
用除外  
施設に入  
所する  
ことによ  
り当該  
特定適  
用除外  
施設の  
所在する  
場所以  
外の場  
所から  
当該  
特定適  
用除外  
施設の  
所在する  
場所へ  
の住所  
変更（以  
下「適用  
除外施設  
住所  
変更」と  
い

う。)を行ったと認められる者であつて、最後に行つた適用除外施設住所変更に係る特定適用除外施設への入所に係る支給決定等(当該特定適用除外施設が指定障害者支援施設である場合に於ては支給決定をいい、当該特定適用除外施設が障害者支援施設である場合に於ては身体障害者福祉法第十八条の規定による措置をいい、当該特定適用除外施設が指定障害者支援施設又は障害者支援施設以外の施設である場合に於ては厚生労働省令で定める手續をいう。)

「最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村」という。)が現入所施設が所在する市町村以外の市町村であるもの(最後に行つた適用除外施設住所変更後に特定住所変更

<p>三項 第十三条第</p>	
<p>村 定める当該他の市町</p>	
<p>は最終適用除外施設住所 変更時支給決定等実施市</p>	<p>を行つたと認められる 者を除く。最終適 用除外施設住所変更時 支給決定等実施市町村 四 二以上の住所地特例 対象施設等に継続して 入所等をしている住所 地特例対象被保険者（ 第一号及び第二号に掲 げる者を除く。）のう ち、適用除外施設住所 変更及び特定住所変更 （最後に行つた適用除 外施設住所変更後に行 つたと認められるもの に限る。以下この号に おいて同じ。）を行つ たと認められる者であ つて、最後に行つたと 認められる特定住所変 更に係る継続入所等の 際の市町村（現入所 施設が所在する市町村 以外の市町村をいう。 ）の区域内に住所を有 していたと認められる もの 当該他の市町村 定める当該他の市町村又 は最終適用除外施設住所</p>

<p>附則第九條 第一項ただし書</p>	<p>住所地特例対象施設</p>	<p>町村 住所地特例対象施設等</p>
<p>附則第九條 第二項</p>	<p>とする。 一 継続して入所等をして二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をする事によりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 二 当該他の市町村継続して入所等</p>	<p>とする。 一 二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしていた被保険者のうち、当該二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をする事によりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であつて、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 二 市町村 二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしていた被保険</p>

をしていた二以上の住所の特例対象施設のうち一の住所の特例対象施設から継続して他の住所の特例対象施設に入所等をする。こと（以下この号において「継続入所等」という。）により当該一の住所の特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所の特例対象施設の所在する場所への変更に係る住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域

三 者のうち、当該二以上の住所の特例対象施設のうち一の住所の特例対象施設から継続して他の住所の特例対象施設に入所等をする。こと（以下この項において「継続入所等」という。）により当該一の住所の特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所の特例対象施設の所在する場所への変更に係る住所の変更（以下この項において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの。当該他の市町村

二以上の住所の特例対象施設等に継続して入所等をしてきた被保

内に住所を有して  
いたと認められる  
もの  
当該他の市  
町村

険者（前二号に掲げる  
者を除く。）のうち、  
適用除外施設住所変更  
を行ったと認められる  
者であつて、最終適用  
除外施設住所変更時支  
給決定等実施市町村が  
変更前介護老人福祉施  
設が所在する市町村以  
外の市町村であるもの  
（最後に行つた適用除  
外施設住所変更後に特  
定住所変更を行ったと  
認められる者を除く。）  
（最終適用除外施設  
住所変更時支給決定等  
実施市町村

#### 四

二以上の住所地利例  
対象施設等に継続して  
入所等をしてきた被保  
険者（第一号及び第二  
号に掲げる者を除く。）  
のうち、適用除外施  
設住所変更及び特定住  
所変更（最後に行つた  
適用除外施設住所変更  
後に行つたと認められ  
るものに限る。以下こ  
の号において同じ。）  
を行つたと認められる

者であつて、最後に行  
つたと認められる特定  
住所変更に係る継続入  
所等の際他の市町村（  
変更前介護老人福祉施  
設が所在する市町村以  
外の市町村をいう。）  
の区域内に住所を有し  
ていたと認められるも  
の当該他の市町村

改 正 案	現 行
<p>（訪問看護療養費）</p> <p>第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等又は介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。</p> <p>2 13 （略）</p> <p>（国庫補助）</p> <p>第二百五十三条 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>第二百五十四条 国庫は、第百五十一条及び前条に規定する費用のほか、毎年度、健康保険事業の執行に要する費用のうち、日雇特例</p>	<p>（訪問看護療養費）</p> <p>第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等又は介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。</p> <p>2 13 （略）</p> <p>（国庫補助）</p> <p>第二百五十三条 （略）</p> <p>2 国庫は、第百五十一条及び前項に規定する費用のほか、協会が拠出すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の納付に要する費用の額に同項の政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。</p> <p>第二百五十四条 国庫は、第百五十一条及び前条に規定する費用のほか、毎年度、健康保険事業の執行に要する費用のうち、日雇特例</p>

被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の額並びに前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に給付費割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額）に健康保険組合（第三条第一項第八号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者を含む。第七十一条第二項及び第三項において同じ。）を設立する事業主以外の事業主から当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数を当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額に前条に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

2 国庫は、第五十一条、前条及び前項に規定する費用のほか、協会が拠出すべき前期高齢者納付金及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援助金並びに介護納付金のうち日雇特例被保険者に係るものの納付に要する費用の額の合算額（当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額）に同項に規定する率を乗じて得た額に同条に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

（保険料率）

第六十条（略）

2（略）

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲

被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の額並びに前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に給付費割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額）に健康保険組合（第三条第一項第八号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者を含む。第七十一条第二項及び第三項において同じ。）を設立する事業主以外の事業主から当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数を当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額に前条第一項に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

2 国庫は、第五十一条、前条及び前項に規定する費用のほか、協会が拠出すべき介護納付金のうち日雇特例被保険者に係るものの納付に要する費用の額に同項に規定する率を乗じて得た額に同条第一項に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

（保険料率）

第六十条（略）

2（略）

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲

げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一 第五十二条第一号に掲げる療養の給付その他の厚生労働省令で定める保険給付（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）のうち、当該支那被保険者に係るものに要する費用の額（当該支那被保険者に係る療養の給付等に関する第五十三条の規定による国庫補助の額を除く。）に次項の規定に基づく調整を行うことにより得られると見込まれる額

二・三（略）

4（略）

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第二号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17（略）

#### 附則

（病床転換支援金の経過措置）

第四条の四 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、前条の規定により読み替えられた第七条の二第三項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び国民健康保険法」と、前条の規定により読み替えられた第一百五十一条中「第七十三条」とあるのは「病床転換支援金等、第七十三条」と、次条の規定により読み替えられた第一百五十四条第二項中「及び高齢者の医療の確保に関する

げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一 第五十二条第一号に掲げる療養の給付その他の厚生労働省令で定める保険給付（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）のうち、当該支那被保険者に係るものに要する費用の額（当該支那被保険者に係る療養の給付等に関する第五十三条第一項の規定による国庫補助の額を除く。）に次項の規定に基づく調整を行うことにより得られると見込まれる額

二・三（略）

4（略）

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から第一百五十三条第二項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第二号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17（略）

#### 附則

（病床転換支援金の経過措置）

第四条の四 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、前条の規定により読み替えられた第七条の二第三項中「及び国民健康保険法」とあるのは、「同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び国民健康保険法」と、前条の規定により読み替えられた第一百五十一条中「第七十三条」とあるのは「病床転換支援金等、第七十三条」と、次条の規定により読み替えられた第一百五十三条第二項中「介護納付金」とあるのは「高齢者

法律の規定による後期高齢者支援金」とあるのは、「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金」と、前条の規定により読み替えられた第二百五十五条第一項中「及び退職者給付抛出国」とあるのは、「病床転換支援金等及び退職者給付抛出国」と、前条の規定により読み替えられた第六十条第三項第二号中「及び退職者給付抛出国」とあるのは、「病床転換支援金等及び退職者給付抛出国」と、前条の規定により読み替えられた第六十条第四項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等の額及び病床転換支援金等」と、第一百七十三条第一項及び第一百七十六条中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、前条の規定により読み替えられた附則第二条第一項中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等」とする。

(国庫補助の経過措置)

第五条 当分の間、第五百三十三条中「千分の百三十から千分の二百までの範囲内において政令で定める割合」とあり、第五百五十四条第一項中「前条に規定する政令で定める割合」とあり、同条第二項中「同条に規定する政令で定める割合」とあり、及び次条から附則第五条の四までの規定中「第五百三十三条に規定する政令で定める割合」とあるのは、「千分の百六十四」とする。

(国庫補助の特例)

第五条の二 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、国庫は、第五百五十一条、第五百十三

の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び介護納付金」と、「額に」とあるのは「額の合算額に」と、次条の規定により読み替えられた第五十四条第二項中「介護納付金」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金及び介護納付金」と、「費用の額」とあるのは「費用の額の合算額」と、前条の規定により読み替えられた第五十五条第一項中「及び退職者給付抛出国」とあるのは、「病床転換支援金等及び退職者給付抛出国」と、前条の規定により読み替えられた第六十条第三項第二号中「及び退職者給付抛出国」とあるのは、「病床転換支援金等及び退職者給付抛出国」と、前条の規定により読み替えられた第六十条第四項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等の額及び病床転換支援金等」と、第一百七十三条第一項及び第一百七十六条中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、前条の規定により読み替えられた附則第二条第一項中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等」とする。

(国庫補助の経過措置)

第五条 当分の間、第五百三十三条第一項中「千分の百三十から千分の二百までの範囲内において政令で定める割合」とあり、同条第二項中「同項の政令で定める割合」とあり、第五百五十四条第一項中「前条第一項に規定する政令で定める割合」とあり、及び同条第二項中「同条第一項に規定する政令で定める割合」とあるのは、「千分の百六十四」とする。

(新設)

条及び第百五十四条に規定する費用のほか、協会が拠出すべき同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の納付に要する費用の額に第百五十三条に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

第五条の三 平成二十九年及び平成三十年の各年度において、国庫は、第百五十一条、第百五十三条、第百五十四条及び前条に規定する費用のほか、協会が拠出すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。次条において同じ。）の納付に要する費用の額に介護保険法附則第十一条第一項に規定する概算納付金の額に対する同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額の割合を乗じて得た額に第百五十三条に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。この場合において、第百六十条第十六項中「の額」とあるのは、「の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から附則第五条の三の規定による国庫補助の額を控除した額）」とする。

第五条の四 平成三十一年度において、国庫は、第百五十一条、第百五十三条、第百五十四条及び附則第五条の二に規定する費用のほか、協会が拠出すべき介護納付金の納付に要する費用の額に介護保険法附則第十三条第一項に規定する概算納付金の額に対する同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額の割合を乗じて得た額に第百五十三条に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。この場合において、第百六十条第十六項中「の額」とあるのは、「の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から附則第五条の四の規定による国庫補助の額を控除した額）」とする。

第五条の五 平成二十九年及び平成三十年の一の事業年度にお

(新設)

(新設)

(国庫補助の特例)

第五条の二 平成二十九年以降の一の事業年度においては、第百

いては、第五百五十三条及び第五百五十四条並びに附則第四条の四から第五条の三までの規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第五百五十三条及び第五百五十四条第一項、附則第四条の四の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第五百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二及び第五条の三の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる額がある場合には、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年から当該一の事業年度の前事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとされたならば積み立てられることとなる当該一の事業年度の前事業年度末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ（略）

ロ 平成二十七年から当該一の事業年度の前々事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しなとされたならば積み立てられることとなる平成二十七年から当該一の事業年度の前々事業年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年から当該各事業年度までの間において独立行政法人通則法（平成十一

五十三条及び第五百五十四条並びに附則第四条の四及び前条の規定にかかわらず、国庫は、同条の規定により読み替えて適用される第五百五十三条第一項、附則第四条の四の規定により読み替えて適用される前条の規定により読み替えられた第五百五十三条第二項、附則第四条の四の規定により読み替えて適用される前条の規定により読み替えて適用される第五百五十四条第一項及び附則第四条の四の規定により読み替えて適用される前条の規定により読み替えられた第五百五十四条第二項の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる額がある場合には、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年から当該一の事業年度の前事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。次号ロにおいて「国保法等一部改正法」という。）第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとされたならば積み立てられることとなる当該一の事業年度末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ（略）

ロ 平成二十七年から当該一の事業年度の前々事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しなとされたならば積み立てられることとなる平成二十七年から当該一の事業年度の前々事業年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年から当該各事業年度までの間において独立行政法人通則法（平成十一

年法律第百三号）第四十六条の二第一項から第三項まで及び  
独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七  
十一号）第十六条第二項の規定により年金特別会計の健康勘  
定に納付された額（以下「納付額」という。）を原資として  
、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年  
度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七  
年度から当該各事業年度までの間における当該交付された額  
の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

三  
（略）

第五條の六 平成三十一年度においては、第五百五十三条及び第五  
十四條並びに附則第四條の四、第五條、第五條の二及び第五條の  
四の規定にかかわらず、国庫は、附則第五條の規定により読み替  
えて適用される第五百五十三条及び第五百五十四条第一項、附則第四  
條の四の規定により読み替えて適用される附則第五條の規定によ  
り読み替えられた第五百五十四条第二項並びに附則第五條の規定に  
より読み替えて適用される附則第五條の二及び第五條の四の規定  
により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる額  
がある場合には、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除  
して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が  
零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得  
た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年から平成三十年までの間において毎年度継  
続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、国保法等一  
部改正法第六條の規定による改正前の附則第五條の四から第五  
條の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられるこ  
ととなる平成三十年末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちのいずれか高い額

イ 前条第二号イに掲げる額

ロ 平成二十七年から平成二十九年度までの間において毎年

年法律第百三号）第四十六条の二第一項から第三項まで及び  
独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七  
十一号）第十六条第二項の規定により年金特別会計の健康勘  
定に納付された額（次号において「納付額」という。）を原  
資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該  
各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平  
成二十七年から当該各事業年度までの間における当該交付  
された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

三  
（略）

（新設）

度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年から平成二十九年までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

三 平成二十七年から平成三十年までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

第五条の七 平成三十二年以降の一の事業年度においては、第五十三条及び第五十四条並びに附則第四条の四から第五条の二までの規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第五十三条及び第五十四条第一項、附則第四条の四の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる額がある場合には、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一 平成二十七年から当該一の事業年度の前事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる当該一の事業年度の前事業年度末に

（新設）

における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 附則第五条の五第二号イに掲げる額

ロ 平成二十七年から当該一の事業年度の前々事業年度までの間に於いて毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年から当該一の事業年度の前々事業年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年から当該各事業年度までの間に於いて納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年から当該各事業年度までの間に於ける当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

三 平成二十七年から当該一の事業年度の前事業年度までの間に於ける納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

(検討)

第五条の八 (略)

(検討)

第五条の三 (略)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第一節 国及び地方公共団体の責務（第三条の二・第三条の三）</p> <p>第二節 定義（第四条―第七条）</p> <p>第三節 児童福祉審議会等（第八条・第九条）</p> <p>第四節 実施機関（第十条―第十二条の六）</p> <p>第五節 児童福祉司（第十三条―第十五条）</p> <p>第六節 児童委員（第十六条―第十八条の三）</p> <p>第七節 保育士（第十八条の四―第十八条の二十四）</p> <p>第二章 福祉の保障</p> <p>第一節 療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等</p> <p>第一款 療育の指導（第十九条）</p> <p>第二款 小児慢性特定疾病医療費の支給</p> <p>第一目 小児慢性特定疾病医療費の支給（第十九条の二―第十九条の八）</p> <p>第二目 指定小児慢性特定疾病医療機関（第十九条の九―第十九条の二十一）</p> <p>第三目 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第十九条の二十二）</p> <p>第三款 療育の給付（第二十条―第二十一条の三）</p> <p>第四款 雑則（第二十一条の四・第二十一条の五）</p> <p>第二節 居宅生活の支援</p> <p>第一款 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費の支給（第二十一条の五の二―第</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第一節 国及び地方公共団体の責務（第三条の二・第三条の三）</p> <p>第二節 定義（第四条―第七条）</p> <p>第三節 児童福祉審議会等（第八条・第九条）</p> <p>第四節 実施機関（第十条―第十二条の六）</p> <p>第五節 児童福祉司（第十三条―第十五条）</p> <p>第六節 児童委員（第十六条―第十八条の三）</p> <p>第七節 保育士（第十八条の四―第十八条の二十四）</p> <p>第二章 福祉の保障</p> <p>第一節 療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等</p> <p>第一款 療育の指導（第十九条）</p> <p>第二款 小児慢性特定疾病医療費の支給</p> <p>第一目 小児慢性特定疾病医療費の支給（第十九条の二―第十九条の八）</p> <p>第二目 指定小児慢性特定疾病医療機関（第十九条の九―第十九条の二十一）</p> <p>第三目 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第十九条の二十二）</p> <p>第三款 療育の給付（第二十条―第二十一条の三）</p> <p>第四款 雑則（第二十一条の四・第二十一条の五）</p> <p>第二節 居宅生活の支援</p> <p>第一款 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通所給付費の支給（第二十一条の五の二―第</p>

第二十一条の五の十四)

第二款 指定障害児通所支援事業者(第二十一条の五の十五―第二十一条の五の二十五)

第三款 業務管理体制の整備等(第二十一条の五の二十六―第二十一条の五の二十八)

第四款 肢体不自由児通所医療費の支給(第二十一条の五の二十九―第二十一条の五の三十二)

第五款 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置(第二十一条の六・第二十一条の七)

第六款 子育て支援事業(第二十一条の八―第二十一条の十七)

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等(第二十二條―第二十四條)

第四節 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給

第一款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給(第二十四條の二―第二十四條の八)

第二款 指定障害児入所施設等(第二十四條の九―第二十四條の十九)

第三款 業務管理体制の整備等(第二十四條の十九の二)

第四款 障害児入所医療費の支給(第二十四條の二十一―第二十四條の二十三)

第五款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の特例(第二十四條の二十四)

第五節 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給

第一款 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給(第二十四條の二十五―第二十四條の二十

第二十一条の五の十四)

第二款 指定障害児通所支援事業者(第二十一条の五の十五―第二十一条の五の二十四)

第三款 業務管理体制の整備等(第二十一条の五の二十五―第二十一条の五の二十七)

第四款 肢体不自由児通所医療費の支給(第二十一条の五の二十八―第二十一条の五の三十一)

第五款 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置(第二十一条の六・第二十一条の七)

第六款 子育て支援事業(第二十一条の八―第二十一条の十七)

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等(第二十二條―第二十四條)

第四節 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給

第一款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給(第二十四條の二―第二十四條の八)

第二款 指定障害児入所施設等(第二十四條の九―第二十四條の十九)

第三款 業務管理体制の整備等(第二十四條の十九の二)

第四款 障害児入所医療費の支給(第二十四條の二十一―第二十四條の二十三)

第五款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の特例(第二十四條の二十四)

第五節 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給

第一款 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給(第二十四條の二十五―第二十四條の二十

七)

第二款 指定障害児相談支援事業者（第二十四条の二十八―

第二十四条の三十七）

第三款 業務管理体制の整備等（第二十四条の三十八―第二十四条の四十）

第六節 要保護児童の保護措置等（第二十五条―第三十三条の九の二）

第七節 被措置児童等虐待の防止等（第三十三条の十一―第三十三条の十七）

第八節 情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表（第三十三条の十八）

第九節 障害児福祉計画（第三十三条の十九―第三十三条の二十五）

第十節 雑則（第三十四条・第三十四条の二）

第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設（第三十四条の三―第四十九条）

第四章 費用（第四十九条の二―第五十六条の五）

第五章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務（第五十六条の五の二―第五十六条の五の四）

第六章 審査請求（第五十六条の五の五）

第七章 雑則（第五十六条の六―第五十九条の八）

第八章 罰則（第六十条―第六十二条の七）

附則

第十九条の二（略）

② 小児慢性特定疾病医療費の額は、一月につき、次に掲げる額の合算額とする。

一 同一の月に受けた指定小児慢性特定疾病医療支援（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第二十一条の五の二十九第二

七)

第二款 指定障害児相談支援事業者（第二十四条の二十八―

第二十四条の三十七）

第三款 業務管理体制の整備等（第二十四条の三十八―第二十四条の四十）

第六節 要保護児童の保護措置等（第二十五条―第三十三条の九の二）

第七節 被措置児童等虐待の防止等（第三十三条の十一―第三十三条の十七）

第八節 情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表（第三十三条の十八）

第九節 障害児福祉計画（第三十三条の十九―第三十三条の二十五）

第十節 雑則（第三十四条・第三十四条の二）

第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設（第三十四条の三―第四十九条）

第四章 費用（第四十九条の二―第五十六条の五）

第五章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務（第五十六条の五の二―第五十六条の五の四）

第六章 審査請求（第五十六条の五の五）

第七章 雑則（第五十六条の六―第五十九条の八）

第八章 罰則（第六十条―第六十二条の七）

附則

第十九条の二（略）

② 小児慢性特定疾病医療費の額は、一月につき、次に掲げる額の合算額とする。

一 同一の月に受けた指定小児慢性特定疾病医療支援（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第二十一条の五の二十八第二

項及び第二十四条の二十第二項において同じ。)を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該医療費支給認定保護者の家計の負担能力、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の治療の状況又は身体の状態、当該医療費支給認定保護者と同一の世帯に属する他の医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病(同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。)の患者の数その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の百分の二十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額

二 (略)

③ (略)

第二十一条の五の四 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定通所支援又は第二号に規定する基準該当通所支援(第二十一条の五の七第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(通所特定費用を除く。)について、特例障害児通所給付費を支給することができる。

一 (略)

二 通所給付決定保護者が、指定通所支援以外の障害児通所支援(第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下「基準該当通所支援」という。)を受けたとき。

三 (略)

項及び第二十四条の二十第二項において同じ。)を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該医療費支給認定保護者の家計の負担能力、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の治療の状況又は身体の状態、当該医療費支給認定保護者と同一の世帯に属する他の医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病(同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。)の患者の数その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の百分の二十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額

二 (略)

③ (略)

第二十一条の五の四 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定通所支援又は第二号に規定する基準該当通所支援(第二十一条の五の七第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(通所特定費用を除く。)について、特例障害児通所給付費を支給することができる。

一 (略)

二 通所給付決定保護者が、指定通所支援以外の障害児通所支援(第二十一条の五の十八第一項の都道府県の条例で定める基準又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下「基準該当通所支援」という。)を受けたとき。

三 (略)

②・③ (略)

第二十一条の五の七 (略)

②③ (略)

⑬ 市町村は、指定障害児通所支援事業者等から障害児通所給付費の請求があつたときは、第二十一条の五の三第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第二十一条の五の十九第二項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

⑭ (略)

第二款 指定障害児通所支援事業者

第二十一条の五の十五 (略)

② 放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第二十一条の五の二十第一項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第二十一条の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一 (略)

二 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つ

②・③ (略)

第二十一条の五の七 (略)

②③ (略)

⑬ 市町村は、指定障害児通所支援事業者等から障害児通所給付費の請求があつたときは、第二十一条の五の三第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第二十一条の五の十八第二項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

⑭ (略)

第二款 指定障害児通所支援事業者

第二十一条の五の十五 (略)

② 放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第二十一条の五の十九第一項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第二十一条の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一 (略)

二 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の十八第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第二十一条の五の十八第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つ

て適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四〇五の二（略）

六 申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十四第一項第十一号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。））、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にあ

て適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四〇五の二（略）

六 申請者が、第二十一条の五の二十三第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項第十一号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。））、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にあ

る者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

八 (略)

九 申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十一条の五の二十四第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 申請者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十四第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第二十一条の

る者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第二十一条の五の二十三第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

八 (略)

九 申請者が、第二十一条の五の二十三第一項又は第三十三条の十八第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十一条の五の十九第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 申請者が、第二十一条の五の二十一第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第二十一条の

五の二十四第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 第九号に規定する期間内に第二十一条の五の二十四第四項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二〜十四 （略）

④・⑤ （略）

（共生型障害児通所支援事業者の特例）

第二十一条の五の十七 児童発達支援その他厚生労働省令で定める障害児通所支援に係る障害児通所支援事業所について、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じた厚生労働省令で定める種類の同法第八条第一項に規定する居宅サービスに係るものに限る。）、同法第四十二条の二第一項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じた厚生労働省令で定める種類の同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスに係るものに限る。）、同法第五十三条第一項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じた厚生労働省令で定める種類の同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに係るものに限る。）若しくは同法第五十四条の二第一項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じた厚生労働省令で定める種類の同法第八条の二第十二項

五の十九第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 第九号に規定する期間内に第二十一条の五の十九第四項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二〜十四 （略）

④・⑤ （略）

（新設）

に規定する地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定(当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に依りて厚生労働省令で定める種類の同法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係るものに限る。)を受けている者から当該障害児通所支援事業所に係る第二十一条の五の十五第一項(前条第四項において準用する場合を含む。)の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける第二十一条の五の十五第三項(前条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第二十一条の五の十五第三項第二号中「第二十一条の五の十九第一項の」とあるのは「第二十一条の五の十七第一項第一号の指定通所支援に従事する従業者に係る」と、同項第三号中「第二十一条の五の十九第二項」とあるのは「第二十一条の五の十七第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定通所支援に従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準を満たしていること。

二 申請者が、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をすることができると認められること。

② 都道府県が前項各号の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

二 指定通所支援の事業に係る居室の床面積その他指定通所支援

の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定通所支援の事業に係る利用定員

③ 第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第二十一条の五の三第一項の指定を受けたときは、その者に対しては、第二十一条の五の十九第三項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十一条の五の七第十三項	第二十一条の五の七第十三項	都道府県	第二十一条の五の十七第一項第二号
第二十一条の五の十九第一項	指定通所支援の事業		第二十一条の五の十七第一項第二号の指 定通所支援の事業
第二十一条の五の二十三第一項第一号	第二十一条の五の十九第一項の		第二十一条の五の十七第一項第一号の指 定通所支援に従事する 従業者に係る

第二十一 条の五の 二十三第 一項第二 号	第二十一 条の五の 十九第一 項の	第二十一 条の五の十 七第一項 第二号
第二十一 条の五の 二十四第 一項第三 号	第二十一 条の五の十九第二 項	第二十一 条の五の十 七第一項 第二号
第二十一 条の五の 二十四第 一項第四 号	第二十一 条の五の十九第二 項	第二十一 条の五の十 七第一項 第二号

④

第一項に規定する者であつて、同項の申請に係る第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものから、次の各号のいずれかの届出があつたときは、当該指定に係る指定通所支援の事業について、第二十一条の五の二十四項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。

一 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスの事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）に係る同法第七十五条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出

二 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスの事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）に係る同法第一百五十五条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（

当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。  
）に係る同法第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は  
休止の届出

⑤ 第一項に規定する者であつて、同項の申請に係る第二十一条の  
五の三第一項の指定を受けたものは、介護保険法第四十二条の二  
第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業（当該指定に係  
る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）又は同法第  
五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス  
の事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うもの  
に限る。）を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省  
令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに  
、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければなら  
ない。この場合において、当該届出があつたときは、当該指定に  
係る指定通所支援の事業について、第二十一条の五の二十四第四項  
の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。

第二十一条の五の十八（第二十一条の五の二十）（略）

第二十一条の五の二十一 都道府県知事又は市町村長は、第二十一  
条の五の十九第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため  
必要があると認めるときは、当該指定障害児通所支援事業者その  
他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害児通所支援事業者  
その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

② 厚生労働大臣は、同一の指定障害児通所支援事業者について二  
以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う  
場合において、第二十一条の五の十九第四項に規定する便宜の提  
供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府  
県知事相互間の連絡調整又は当該指定障害児通所支援事業者に対  
する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援  
助を行うことができる。

第二十一条の五の十七（第二十一条の五の十九）（略）

第二十一条の五の二十 都道府県知事又は市町村長は、第二十一  
条の五の十八第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必  
要があると認めるときは、当該指定障害児通所支援事業者その他  
の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害児通所支援事業者そ  
他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

② 厚生労働大臣は、同一の指定障害児通所支援事業者について二  
以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う  
場合において、第二十一条の五の十八第四項に規定する便宜の提  
供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府  
県知事相互間の連絡調整又は当該指定障害児通所支援事業者に対  
する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援  
助を行うことができる。

第二十一条の五の二十二 (略)

第二十一条の五の二十三 都道府県知事は、指定障害児事業者等が、次の各号（指定発達支援医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項及び第五項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定発達支援医療機関の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十一条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十一条の五の十九第四項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

②⑤ (略)

第二十一条の五の二十四 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十八第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二

第二十一条の五の二十一 (略)

第二十一条の五の二十二 都道府県知事は、指定障害児事業者等が、次の各号（指定発達支援医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項及び第五項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定発達支援医療機関の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十一条の五の十八第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第二十一条の五の十八第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第二十一条の五の十八第四項に規定する便宜の提供を適正に行つていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

②⑤ (略)

第二十一条の五の二十三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十七第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二

十一條の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定障害児通所支援事業者が、第二十一條の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

五 (略)

六 指定障害児通所支援事業者が、第二十一條の五の二十二第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が、第二十一條の五の二十二第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 十二 (略)

② 市町村は、障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援又は肢体不自由児通所医療費の支給に係る第二十一條の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療を行った指定障害児通所支援事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る障害児通所支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一條の五の二十五 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 (略)

十一條の五の十八第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定障害児通所支援事業者が、第二十一條の五の十八第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

五 (略)

六 指定障害児通所支援事業者が、第二十一條の五の二十一第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が、第二十一條の五の二十一第一項の規定により出頭を求められてこれに 応 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 十二 (略)

② 市町村は、障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援又は肢体不自由児通所医療費の支給に係る第二十一條の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療を行った指定障害児通所支援事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る障害児通所支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第二十一條の五の二十四 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 (略)

二 第二十一条の五の第二十四項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 (略)

第三款 業務管理体制の整備等

第二十一条の五の二十六 指定障害児事業者等は、第二十一条の五の十八第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならぬ。

②⑤ (略)

第二十一条の五の二十七 (略)

第二十一条の五の二十八 第二十一条の五の二十六第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

②⑤ (略)

第四款 肢体不自由児通所医療費の支給

第二十一条の五の二十九～第二十一条の五の三十二 (略)

第二十四条の十四の二 第二十一条の五の二十一の規定は、指定障

二 第二十一条の五の十九第四項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 (略)

第三款 業務管理体制の整備等

第二十一条の五の二十五 指定障害児事業者等は、第二十一条の五の十七第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならぬ。

②⑤ (略)

第二十一条の五の二十六 (略)

第二十一条の五の二十七 第二十一条の五の二十五第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児通所支援事業者を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

②⑤ (略)

第四款 肢体不自由児通所医療費の支給

第二十一条の五の二十八～第二十一条の五の三十一 (略)

第二十四条の十四の二 第二十一条の五の二十の規定は、指定障害

害児入所施設の設置者による第二十四条の十二第五項に規定する便宜の提供について準用する。この場合において、第二十一条の五の二十一第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### 第五款 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置

第二十四条の十四の二 第二十一条の五の二十一の規定は、指定障害児入所施設の設置者による第二十四条の十二第五項に規定する便宜の提供について準用する。この場合において、第二十一条の五の二十一第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### 第三十三条の二十 (略)

②～⑥ (略)

⑦ 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

⑧～⑫ (略)

#### 第三十三条の二十二 (略)

②～④ (略)

⑤ 都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第八十一条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

⑥～⑧ (略)

児入所施設の設置者による第二十四条の十二第五項に規定する便宜の提供について準用する。この場合において、第二十一条の五の二十第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### 第五款 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置

第二十四条の十四の二 第二十一条の五の二十の規定は、指定障害児入所施設の設置者による第二十四条の十二第五項に規定する便宜の提供について準用する。この場合において、第二十一条の五の二十第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

#### 第三十三条の二十 (略)

②～⑥ (略)

⑦ 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

⑧～⑫ (略)

#### 第三十三条の二十二 (略)

②～④ (略)

⑤ 都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第八十一条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

⑥～⑧ (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 正当の理由がないのに、第十九条の十六第一項、第二十一条の五の二十二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条の五の二十七第一項(第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項若しくは第二十四条の三十九第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、これらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五〇七 (略)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 正当の理由がないのに、第十九条の十六第一項、第二十一条の五の二十一第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条の五の二十六第一項(第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項若しくは第二十四条の三十九第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、これらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五〇七 (略)

改 正 案	現 行
<p>第一条の二（略）</p> <p>2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。</p> <p>第一条の六（略）</p> <p>2 この法律において、「介護医療院」とは、介護保険法の規定による介護医療院をいう。</p> <p>第七条の二（略）</p> <p>2 4（略）（削る）</p> <p>5 7（略）</p> <p>第十六条 医療を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならぬ。ただし、当該病院の医師が当該病院に隣接した場</p>	<p>第一条の二（略）</p> <p>2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。</p> <p>第一条の六（略）（新設）</p> <p>第七条の二（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 第一項から第三項までの場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例の定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。</p> <p>6 8（略）</p> <p>第十六条 医療を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならぬ。但し、病院に勤務する医師が、その病院に隣接し</p>

所に待機する場合その他当該病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されている場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第三十条の十二 第七条の二第三項から第五項までの規定は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、同条第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病院（療養病床又は一般病床を有するものに限る。）又は診療所（第七条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）について準用する。この場合において、第七条の二第三項中「命ずる」とあるのは「要請する」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「病床数及び当該申請に係る病床数」とあるのは「病床数」と、同条第五項中「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項までの許可を与えない処分をし、又は第三項」とあるのは「第三項」と、「命令しよう」とあるのは「要請しよう」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

第三十九条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 (略)

第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（当該医療法人が地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「指定管理者として管理する病院等」という。）を含む。）の業務に支

た場所に居住する場合において、病院所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第三十条の十二 第七条の二第三項から第六項までの規定は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、同条第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病院（療養病床又は一般病床を有するものに限る。）又は診療所（第七条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）について準用する。この場合において、第七条の二第三項中「命ずる」とあるのは「要請する」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「病床数及び当該申請に係る病床数」とあるのは「病床数」と、同条第五項中「第一項から第三項まで」とあり、及び同条第六項中「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項までの許可を与えない処分をし、又は第三項」とあるのは「第三項」と、同項中「命令しよう」とあるのは「要請しよう」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

第三十九条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 (略)

第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（当該医療法人が地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「指定管理者として管理する病院等」という。）を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄

障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一〇八 (略)

第四十二条の二 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの(以下「社会医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務(以下「収益業務」という。)を行うことができる。

一〇七 (略)

2 (略)

3 収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第四十四条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 その開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理しようとする公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を含む。)の名称及び開設場所

四〇十二 (略)

附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一〇八 (略)

第四十二条の二 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの(以下「社会医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務(以下「収益業務」という。)を行うことができる。

一〇七 (略)

2 (略)

3 収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第四十四条 (略)

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一・二 (略)

三 その開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設(地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理しようとする公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を含む。)の名称及び開設場所

四〇十二 (略)

3 3 6 (略)

第四十六条の四 (略)

一 (略)

二 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に  
して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところによ  
り選任された者

三・四 (略)

2 3 4 (略)

第四十六条の五 (略)

2 3 5 (略)

6 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所、介護老人保健  
施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。  
）の管理者を理事に加えない。ただし、医療法人が  
病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を二以上開設す  
る場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者（  
指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理  
事に加えないことができる。

7 3 9 (略)

第六十四条の二 (略)

一・二 (略)

三 収益業務から生じた収益を当該社会医療法人が開設する病院  
、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てない  
とき。

四 収益業務の継続が、社会医療法人が開設する病院、診療所、  
介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する  
病院等を含む。）の業務に支障があると認めるとき。

五・六 (略)

3 3 6 (略)

第四十六条の四 評議員となる者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に  
して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された  
者

三・四 (略)

2 3 4 (略)

第四十六条の五 (略)

2 3 5 (略)

6 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所又は介護老人保  
健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者を  
理事に加えない。ただし、医療法人が病院、診療所  
又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県  
知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する  
病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。

7 3 9 (略)

第六十四条の二 (略)

一・二 (略)

三 収益業務から生じた収益を当該社会医療法人が開設する病院  
、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てないとき。

四 収益業務の継続が、社会医療法人が開設する病院、診療所又  
は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む  
。）の業務に支障があると認めるとき。

五・六 (略)

2 (略)

第六十五条 都道府県知事は、医療法人が、成立した後又は全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を休止若しくは廃止した後一年以内に正当な理由がなく病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

第六十六条の三 関係都道府県知事（医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の所在地の都道府県知事であつて、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事以外の者をいう。）は、当該医療法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

第七十条 次に掲げる法人（営利を目的とする法人を除く。以下この章において「参加法人」という。）及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、かつ、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）に係る業務の連携を推進するための方針（以下この章において「医療連携推進方針」という。）を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、定款において定める当該連携を推進する区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県（当該医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合にあっては、これらの都道府県のいずれか一の都道府県）の知事の認定を受けることができる。

2 (略)

一・二 (略)

2 (略)

第六十五条 都道府県知事は、医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を休止若しくは廃止した後一年以内に正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

第六十六条の三 関係都道府県知事（医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の所在地の都道府県知事であつて、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事以外の者をいう。）は、当該医療法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

第七十条 次に掲げる法人（営利を目的とする法人を除く。以下この章において「参加法人」という。）及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、かつ、病院、診療所又は介護老人保健施設（以下この章において「病院等」という。）に係る業務の連携を推進するための方針（以下この章において「医療連携推進方針」という。）を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、定款において定める当該連携を推進する区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県（当該医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合にあっては、これらの都道府県のいずれか一の都道府県）の知事の認定を受けることができる。

2 (略)

一・二 (略)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>第十章 地域福祉の推進</p> <p>第一節 包括的な支援体制の整備（第六六条の二・第六六条の三）</p> <p>第二節 地域福祉計画（第七七条・第八八条）</p> <p>第三節 社会福祉協議会（第九九条―第一百一一条）</p> <p>第四節 共同募金（第十二条―第二十四条）</p> <p>第十一章・第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第二十三号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業</p> <p>十一―十三（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（地域福祉の推進）</p> <p>第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>第十章 地域福祉の推進</p> <p>第一節 地域福祉計画（第七七条・第八八条）</p> <p>第二節 社会福祉協議会（第九九条―第一百一一条）</p> <p>第三節 共同募金（第十二条―第二十四条）</p> <p>第十一章・第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第二十三号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業</p> <p>十一―十三（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（地域福祉の推進）</p> <p>第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービス</p>

、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 （略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう

必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（新設）

（福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 （略）

（新設）

努めなければならない。

## 第十章 地域福祉の推進

### 第一節 包括的な支援体制の整備

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業

三 介護保険法第一百五十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進

## 第十章 地域福祉の推進

(新設)

(新設)

(新設)

のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

## 第二節 地域福祉計画

### (市町村地域福祉計画)

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 第一節 地域福祉計画

### (市町村地域福祉計画)

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

る事項

三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

3

都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があるとき、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第三節 社会福祉協議会

第四節 共同募金

第二節 社会福祉協議会

第三節 共同募金

改正案	現行
<p>（居宅における介護等）</p> <p>第十条の四（略）</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 六十五歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。</p> <p>六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（施設の設置）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2（五）（略）</p> <p>6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九</p>	<p>（居宅における介護等）</p> <p>第十条の四（略）</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 六十五歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。</p> <p>六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（施設の設置）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2（五）（略）</p> <p>6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項</p>

第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになるか、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 (略)

257 (略)

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

9・10 (略)

(都道府県老人福祉計画)

第二十条の九 (略)

2 都道府県老人福祉計画においては、介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 (略)

4 都道府県は、第二項の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たつては、介護保険法第百十八条第二項第一号に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数及び介護保険施設の種類の必要入所定員総数(同法に規定する介護老人福祉施設に係るものに限る。)を勘案しなければならぬ。

の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになるか、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 (略)

257 (略)

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

9・10 (略)

(都道府県老人福祉計画)

第二十条の九 (略)

2 都道府県老人福祉計画においては、介護保険法第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 (略)

4 都道府県は、第二項の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たつては、介護保険法第百十八条第二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数及び介護保険施設の種類の必要入所定員総数(同法に規定する介護老人福祉施設に係るものに限る。)を勘案しなければならぬ。

5 (略)

6 都道府県老人福祉計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

7 (略)

(届出等)

第二十九条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。第十一項を除き、以下この条において同じ。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一 五 (略)

六 施設において供与をされる介護等の内容

七 (略)

2 五 4 (略)

5 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。

6 五 8 (略)

9 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容

5 (略)

6 都道府県老人福祉計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

7 (略)

(届出等)

第二十九条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一 五 (略)

六 施設において供与をされる介護等の内容

七 (略)

2 五 4 (略)

5 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与する介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。

6 五 8 (略)

(新設)

及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。

10| 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

11| 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与をすることを含む。）を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

12| (略)

13| 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第九項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

14| 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

15| 都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

16| 都道府県知事は、介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定

(新設)

9| 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

10| (略)

11| 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第八項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(新設)

12| 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(新設)

(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。  
)を受けた有料老人ホームの設置者に対して第十四項の規定によ  
る命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町  
村長に通知しなければならない。

17 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第十四項の規定に  
よる命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生  
活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対  
し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援  
助を行うように努めるものとする。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第三十四条の二 第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により  
都道府県知事の権限に属するものとされている事務(同項の規定  
による認可の取消しを除く。)又は第二十九条第十一項、第十三  
項及び第十四項の規定により都道府県知事の権限に属するものと  
されている事務は、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム  
又は有料老人ホームの入居者の保護のため緊急の必要があると厚  
生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県  
知事が行うものとする。

2・3 (略)

第三十八条 第二十条の七の二第二項の規定又は第二十九条第十四  
項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円  
以下の罰金に処する。

第三十九条 第十八条の二第一項又は第二十九条第十三項の規定に  
よる命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰  
金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為

(新設)

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第三十四条の二 第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により  
都道府県知事の権限に属するものとされている事務(同項の規定  
による認可の取消しを除く。)又は第二十九条第九項及び第十一  
項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事  
務は、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は有料老人  
ホームの入居者の保護のため緊急の必要があると厚生労働大臣が  
認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うも  
のとする。

2・3 (略)

第三十八条 第二十条の七の二第二項の規定に違反した者は、一年  
以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第十八条の二第一項又は第二十九条第十一項の規定に  
よる命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰  
金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為

をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(削る)

一 (略)

二 第二十九条第十一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三・四 (略)

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条(第二十九条第十四項に係る部分に限る。)又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(養護老人ホーム等の設置等に係る中核市の長に対する助言等)

第七条 都道府県知事は、当分の間、第十五条第四項の規定により社会福祉法人が中核市の区域内に養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置しようとする場合において、当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既

をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 (略)

(新設)

三・四 (略)

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(養護老人ホーム等の設置等に係る中核市の長に対する助言等)

第七条 都道府県知事は、当分の間、第十五条第四項の規定により社会福祉法人が中核市の区域内に養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置しようとする場合において、当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(介護保険法第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既

2  
(略)

に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになるか、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるときは、当該中核市の長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

2  
(略)

に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになるか、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるときは、当該中核市の長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。



（ ）の施行の日から起算して三年を経過した日以後に入居した者に  
係る前払金について適用する。

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（病床転換助成事業）</p> <p>第二条 都道府県は、政令で定める日までの間、当該都道府県における医療費適正化を推進するため、当該都道府県の区域内にある保険医療機関（医療法人その他の厚生労働省令で定める者が開設するものに限る。）に対し、当該保険医療機関である病院又は診療所の開設者が行う病床の転換（医療法第七条第二項各号に掲げる病床の種別のうち厚生労働省令で定めるものの病床数を減少させるとともに、介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院その他の厚生労働省令で定める施設について新設又は増設により、病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させることを行う。以下同じ。）に要する費用を助成する事業（以下「病床転換助成事業」という。）を行うものとする。</p> <p>（病床転換支援金の徴収及び納付義務）</p> <p>第七条 支払基金は、附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者（国民健康保険にあつては、都道府県。附則第九条の二第四項を除き、以下同じ。）から病床転換支援金及び病床転換助成関係事務費拠出金（以下「病床転換支援金等」という。）を徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（支払基金の納付等）</p> <p>第九条の二 支払基金は、政令で定める年度（以下この条において「対</p>	<p>附 則</p> <p>（病床転換助成事業）</p> <p>第二条 都道府県は、政令で定める日までの間、当該都道府県における医療費適正化を推進するため、当該都道府県の区域内にある保険医療機関（医療法人その他の厚生労働省令で定める者が開設するものに限る。）に対し、当該保険医療機関である病院又は診療所の開設者が行う病床の転換（医療法第七条第二項各号に掲げる病床の種別のうち厚生労働省令で定めるものの病床数を減少させるとともに、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護保険施設その他厚生労働省令で定める施設について新設又は増設により、病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させることを行う。以下同じ。）に要する費用を助成する事業（以下「病床転換助成事業」という。）を行うものとする。</p> <p>（病床転換支援金の徴収及び納付義務）</p> <p>第七条 支払基金は、附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者（国民健康保険にあつては、都道府県。以下同じ。）から病床転換支援金及び病床転換助成関係事務費拠出金（以下「病床転換支援金等」という。）を徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>

象年度」という。)の翌年度の末日までの間において、厚生労働大臣が、支払基金が平成二十年度から対象年度までの間(以下この条において「対象期間」という。)において附則第七条第一項の規定により保険者から徴収した病床転換支援金等の額(以下この条において「病床転換支援金等徴収額」という。)から対象期間において附則第十一条第一項に規定する業務に要した費用の額を控除して得た額(第三項において「国庫納付等算定対象額」という。)の範囲内において、対象期間における健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての補助金並びに国民健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての国庫負担金、調整交付金及び補助金の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合並びに病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が国庫に納付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を国庫に納付しなればならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により支払基金が国庫に納付すべき額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 支払基金は、対象年度の翌年度の末日までの間において、厚生労働大臣が、国庫納付等算定対象額の範囲内において、対象期間における国民健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての都道府県調整交付金の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合及び病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が都道府県に交付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を都道府県に交付しなければならない。

4 支払基金は、対象年度の翌年度の末日までの間において、厚生労働大臣が、病床転換支援金等徴収額から対象期間において附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要した費用の額並びに第一項の規定により支払基金が国庫に納付する額及び前項の規定により支払基金が都道府県に交付する額を控除して得た額の範囲内において、対象期間における各保険者(国民健康保険にあつては

、市町村。以下この項において同じ。）の負担の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合及び病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が各保険者に対し交付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を各保険者に交付しなければならない。

(準用)

第十条 第四十一条、第四十三条から第四十六条まで、第三百三十四条第二項及び第三項、第五百九十九条、第六十条、第六十一条並びに第六百六十八条第一項（同項第二号を除く。）の規定は、病床転換支援金等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用)

第十条 第四十一条、第四十三条から第四十六条まで、第三百三十四条第二項及び第三項、第五百九十九条から第六十一条まで並びに第六百六十八条第一項（同項第二号を除く。）の規定は、病床転換支援金等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）（第十二条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（共生型障害福祉サービス事業者の特例）</p> <p>第四十一条の二 居宅介護、生活介護その他厚生労働省令で定める障害福祉サービスに係るサービス事業者について、児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援に係るものに限る。）又は介護保険法第四十一条第一項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条第一項に規定する居宅サービスに係るものに限る。）、同法第四十二条の二第一項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第十四項に規定する地域密着型サービスに係るものに限る。）、同法第五十三条第一項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条の二第二項に規定する地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）を受けている者から当該サービス事業所に係る第三十六条第一項（前条第四項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける第三十六条第三項（前条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規</p>	<p>（新設）</p>

定の適用については、第三十六条第三項第二号中「第四十三条第一項の」とあるのは「第四十一条の二第一項第一号の指定障害福祉サービスに従事する従業者に係る」と、同項第三号中「第四十三条第二項」とあるのは「第四十一条の二第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定障害福祉サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準を満たしていること。

二 申請者が、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができると認められること。

2| 都道府県が前項各号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

二 指定障害福祉サービスの事業に係る居室の床面積

三 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であつて、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員

3| 第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第二十九条第一項の指定を受けたときは、その者に対しては、第四十三条第三項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九 第四十三條第二項

第四十一條の二第一項

条第六項		第二号
第四十三 条第一項	都道府県	第四十一条の二第一項 第一号の指定障害福祉 サービスに従事する従 業者に係る都道府県
第四十三 条第二項	指定障害福祉サービ スの 事業	第四十一条の二第一項 第二号の指定障害福祉 サービスの事業
第四十九 条第一項 第一号	第四十三条第一項の	第四十一条の二第一項 第一号の指定障害福祉 サービスに従事する従 業者に係る
第四十九 条第一項 第二号	第四十三条第二項	第四十一条の二第一項 第二号
第五十 条第一項第 三号	第四十三条第一項の	第四十一条の二第一項 第一号の指定障害福祉 サービスに従事する従 業者に係る
第五十 条第一項第 四号	第四十三条第二項	第四十一条の二第一項 第二号

4

第一項に規定する者であつて、同項の申請に係る第二十九条第一項の指定を受けたものから、次の各号のいずれかの届出があつたときは、当該指定に係る指定障害福祉サービスの事業について、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。

一 児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）に係る同法第二十一条の五の二十四第四項の規定による

事業の廃止又は休止の届出

二 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）に係る同法第七十五条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出

三 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）に係る同法第一百五十五条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出

5 第一項に規定する者であつて、同項の申請に係る第二十九条第一項の指定を受けたものは、介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定障害福祉サービスの事業について、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条（略）

2 6（略）

7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条（略）

2 6（略）

7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七十七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8  
～  
12 (略)

(都道府県障害福祉計画)

第八十九条 (略)

2  
～  
4 (略)

5 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

6  
～  
9 (略)

8  
～  
12 (略)

(都道府県障害福祉計画)

第八十九条 (略)

2  
～  
4 (略)

5 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

6  
～  
9 (略)

○ 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）（抄）（附則第三十二条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五条（略）</p> <p>② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十二号に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第一百十八条第二項第一号</u>に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。</p>	<p>第五条（略）</p> <p>② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十二号に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第一百十八条第二項</u>に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（老人福祉法の特例）</p> <p>第三十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び別表第二十号において同じ。）の入所定員の総数が、同法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この条において同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、選定事業者（民間資金法第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。</p>	<p>（老人福祉法の特例）</p> <p>第三十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十八条第二項の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び別表第二十号において同じ。）の入所定員の総数が、同法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この条において同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、選定事業者（民間資金法第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。</p>

2  
5

(略)

2  
5

(略)

改 正 案	現 行
<p>第八十七条 組合（第十条第一項第十一号又は第十二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）のみを行う組合であつて、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所（同法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）を開設するものに限る。以下この節において同じ。）は、その組織を変更し、社団である医療法人になることができる。</p>	<p>第八十七条 組合（第十条第一項第十一号又は第十二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）のみを行う組合であつて、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所（同法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。）又は介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。）を開設するものに限る。以下この節において同じ。）は、その組織を変更し、社団である医療法人になることができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第十九条の二十第三項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四条第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十三条第三項又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十五条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第十九条の二十第三項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の二十九及び第二十四条の二十一並びに母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四条第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十三条第三項又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十五条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法</p>

十九条の二十四第四項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三）及び第二十四条の二十一並びに母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第四項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3  
5  
(略)

第十九条の二十四第四項（同法第二十一条の二、第二十一条の五の二十九及び第二十四条の二十一並びに母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第四項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3  
5  
(略)

改 正 案	現 行
<p>（介護扶助） 第十五条の二（略） 2・3（略） 4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービスをいう。</p> <p>5～7（略）</p> <p>（生活扶助の方法） 第三十条（略） 第三十一条（略） 2・3（略） 4 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）<u>、介護老人福祉施設、介護老人保健施設（同条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）</u>において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは</p>	<p>（介護扶助） 第十五条の二（略） 2・3（略） 4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス及び同条第二十八項に規定する介護保健施設サービスをいう。</p> <p>5～7（略）</p> <p>（生活扶助の方法） 第三十条（略） 第三十一条（略） 2・3（略） 4 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）<u>、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設（同条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）</u>において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護</p>

、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

5 (略)

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 (略)

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、福祉用具の給付、施設介護、介護予防（同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（同条第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第一百五十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第

老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設の管理者に対して交付することができる。

5 (略)

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 (略)

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、福祉用具の給付、施設介護、介護予防（同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（同条第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第一百五十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を

一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)にこれを委託して行うものとする。

3 (略)

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

2 5 (略)

別表第二(第五十四条の二関係)

(略)	(略)	(略)
介護老人保健施設	介護保険法第九十四条第一項の許可	同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第四百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又

受けたものとみなされたものを含む。)にこれを委託して行うものとする。

3 (略)

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

2 5 (略)

別表第二(第五十四条の二関係)

(略)	(略)	(略)
介護老人保健施設	介護保険法第九十四条第一項の許可	同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第四百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又

	院 介 護 医 療	介 護 保 険 法 第 百 七 条 第 一 項 の 許 可	その事業 と して 介 護 予 防 を 行 う 者 又 は 特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売 事 業 者	介 護 保 険 法 第 五 十 三 条 第 一 項 本 文 の 指 定	同 法 第 百 十 三 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 介 護 医 療 院 の 廃 止 が あ っ た と き 、 同 法 第 百 十 四 条 の 六 第 一 項 若 し 、 同 法 第 百 十 五 条 の 三 十 五 第 六 項 の 規 定 に よ り 同 法 第 百 七 条 第 一 項 の 許 可 の 取 消 し が あ っ た と き 、 又 は 同 法 第 百 八 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 同 法 第 百 七 条 第 一 項 の 許 可 の 効 力 が 失 わ れ た と き。	介 護 保 険 法 第 百 十 五 条 の 十 一 に お い て 読 み 替 へ て 準 用	同 法 第 百 十 五 条 の 五 第 二 項 の 規 定 に よ る 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス の 事 業 の 廃 止 が あ っ た と き 、 同 法 第 百	は 同 法 第 九 十 四 条 の 二 第 一 項 の 規 定 に よ り 同 法 第 九 十 四 条 第 一 項 の 許 可 の 効 力 が 失 わ れ た と き。
--	-----------------------	---	--	--	---	--	---	---

	(新設)		その事業 と して 介 護 予 防 を 行 う 者 又 は 特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売 事 業 者	介 護 保 険 法 第 五 十 三 条 第 一 項 本 文 の 指 定	同 法 第 百 十 五 条 の 五 第 二 項 の 規 定 に よ る 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス の 事 業 の 廃 止 が あ っ た と き 、 同 法 第 百 十 五 条 の 九 第 一 項 若 し く は 第 百 十 五 条 の 三 十 五 第 六 項 の 規 定 に よ る 同 法 第 百 十 三 条 第 一 項 本 文 の 指 定 の 取 消 し が あ っ た と き 、 又 は 同 法 第 百 十 五 条 の 十 一 に お い て 読 み 替 へ て 準 用 す る 同 法 第 七 十 条 の 二 第 一 項 の 規 定 に よ り 同 法 第 五 十 三 条 第 一 項 本 文 の 指 定 の 効 力 が 失 わ れ た と き。	介 護 保 険 法 第 百 十 五 条 の 十 一 に お い て 読 み 替 へ て 準 用	同 法 第 百 十 五 条 の 五 第 二 項 の 規 定 に よ る 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス の 事 業 の 廃 止 が あ っ た と き 、 同 法 第 百	は 同 法 第 九 十 四 条 の 二 第 一 項 の 規 定 に よ り 同 法 第 九 十 四 条 第 一 項 の 許 可 の 効 力 が 失 わ れ た と き。
--	------	--	--	--	---	--	---	---

<p>介護保険法第百十五 条の十一において 読み替えて準用 する同法第七十二 条第一項の規定に より同法第五十三 条第一項本文の指 定があつたものと みなされた介護予 防サービスに係る 同項本文の指定</p>	<p>介護保険法第百十五 条の十一において 読み替えて準用 する同法第七十二 条第一項の規定に より同法第五十三 条第一項本文の指 定があつたものと みなされた介護予 防サービスに係る 同項本文の指定</p>	<p>する同法第七十一 条第一項の規定に より同法第五十三 条第一項本文の指 定があつたものと みなされた介護予 防サービスに係る 同項本文の指定</p>	<p>十五條の九第一項、同法第百十五 條の十一において読み替えて準用 する同法第七十一條第二項若しく は同法第百十五條の三十五第六項 の規定による同法第五十三條第一 項本文の指定の取消しがあつたと き、又は同法第百十五條の十一に おいて読み替えて準用する同法第 七十五條の二第一項の規定により同 法第五十三條第一項本文の指定の 効力が失われたとき。</p>
--	--	---	--

<p>介護保険法第百十五 条の十一において 読み替えて準用 する同法第七十二 条第一項の規定に より同法第五十三 条第一項本文の指 定があつたものと みなされた介護予 防サービスに係る 同項本文の指定</p>	<p>介護保険法第百十五 条の十一において 読み替えて準用 する同法第七十二 条第一項の規定に より同法第五十三 条第一項本文の指 定があつたものと みなされた介護予 防サービスに係る 同項本文の指定</p>	<p>する同法第七十一 条第一項の規定に より同法第五十三 条第一項本文の指 定があつたものと みなされた介護予 防サービスに係る 同項本文の指定</p>	<p>十五條の九第一項、同法第百十五 條の十一において読み替えて準用 する同法第七十一條第二項若しく は同法第百十五條の三十五第六項 の規定による同法第五十三條第一 項本文の指定の取消しがあつたと き、又は同法第百十五條の十一に おいて読み替えて準用する同法第 七十五條の二第一項の規定により同 法第五十三條第一項本文の指定の 効力が失われたとき。</p>
--	--	---	--

(略)	
(略)	文の指定
(略)	サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五條の十九の規定による同法第五十四條の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五條の二十一において準用する同法第七十條の二第一項の規定により同法第五十四條の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。

(略)	
(略)	文の指定
(略)	サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五條の十九の規定による同法第五十四條の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五條の二十一において準用する同法第七十條の二第一項の規定により同法第五十四條の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。

改 正 案	現 行
<p>（認知機能検査）</p> <p>第四条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上のものは、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第五条の二第一項</u>に規定する記憶機能及びその他の認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で当該検査の結果が認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当するものに対し、その者が介護保険法<u>第五条の二第一項</u>に規定する認知症であるかどうかについて、その指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病气として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法<u>第五条の二第一項</u>に規定する認知症である者</p> <p>四〇十八（略）</p> <p>二〇五（略）</p>	<p>（認知機能検査）</p> <p>第四条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上のものは、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第五条の二</u>に規定する記憶機能及びその他の認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で当該検査の結果が認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当するものに対し、その者が介護保険法<u>第五条の二</u>に規定する認知症であるかどうかについて、その指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病气として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法<u>第五条の二</u>に規定する認知症である者</p> <p>四〇十八（略）</p> <p>二〇五（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（免許の拒否等） 第九十条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第五条の二</u>第一項に規定する認知症（第百二条第一項及び第百三条第一項第一号の二において単に「認知症」という。）である者</p> <p>二〇七（略）</p> <p>二〇一四（略）</p> <p>（運転免許試験の免除） 第九十七条の二（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>イ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者 公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法<u>第五条の二</u>第一項に規定する記憶機能及びその他の認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）並びに当該認知機能検査の結果に基づいて行う第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>四・五（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（免許の拒否等） 第九十条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第五条の二</u>に規定する認知症（第百二条第一項及び第百三条第一項第一号の二において単に「認知症」という。）である者</p> <p>二〇七（略）</p> <p>二〇一四（略）</p> <p>（運転免許試験の免除） 第九十七条の二（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>イ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者 公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法<u>第五条の二</u>に規定する記憶機能及びその他の認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）並びに当該認知機能検査の結果に基づいて行う第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>四・五（略）</p> <p>二・三（略）</p>

○ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（抄）

（附則第三十七条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（連携） 第四十七条（略）</p> <p>2 介護福祉士は、その業務を行うに当たつては、その担当する者に、<u>認知症（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症をいう。）であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。</u></p>	<p>（連携） 第四十七条（略）</p> <p>2 介護福祉士は、その業務を行うに当たつては、その担当する者に、<u>認知症（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二に規定する認知症をいう。）であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。</u></p>

○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）（抄）（附則第三十七条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定警備に従事する者の確認）</p> <p>第七条 認定船舶所有者は、認定計画に記載された第四条第二項第四号に規定する事業者（以下「特定警備事業者」という。）に当該認定計画に係る特定警備を実施させようとするときは、当該特定警備事業者が雇用されている者であつて当該特定警備に従事するものが次に掲げる要件の全てに適合することについて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の確認を受けなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次のイからワまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他小銃の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病氣として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第五条の二</u>第一項に規定する認知症である者</p> <p>ハ〜ワ （略）</p>	<p>（特定警備に従事する者の確認）</p> <p>第七条 認定船舶所有者は、認定計画に記載された第四条第二項第四号に規定する事業者（以下「特定警備事業者」という。）に当該認定計画に係る特定警備を実施させようとするときは、当該特定警備事業者が雇用されている者であつて当該特定警備に従事するものが次に掲げる要件の全てに適合することについて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の確認を受けなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次のイからワまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他小銃の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病氣として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第五条の二</u>に規定する認知症である者</p> <p>ハ〜ワ （略）</p>

改 正 案		現 行	
別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
名称 二十四 農業協 同組合 連合会	根拠法 農業協同 組合法	非課税の登記等 医療法（昭和二十三年法 律第二百五号）第三十一 条（公的医療機関）に規 定する病院若しくは診療 所、介護保険法第八条第 二十八項（定義）に規定 する介護老人保健施設若 しくは同条第二十九項に 規定する介護医療院若し くは老人福祉法（昭和三 十八年法律第三百三十三 号）第二十条の五（特別養 護老人ホーム）に規定す る特別養護老人ホームの 用に供する建物の所有権 の取得登記又は当該建物 の敷地の用に供する土地 の権利の取得登記	備考 第三欄の登記に 該当するもので あることを証す る財務省令で定 める書類の添付 があるものに限 る。
別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
名称 二十四 農業協 同組合 及び農 業協同 組合連 合会	根拠法 農業協同 組合法	非課税の登記等 医療法（昭和二十三年法 律第二百五号）第三十一 条（公的医療機関）に規 定する病院若しくは診療 所、介護保険法第八条第 二十八項（定義）に規定 する介護老人保健施設若 しくは老人福祉法（昭和 三十八年法律第三百三十三 号）第二十条の五（特別 養護老人ホーム）に規定 する特別養護老人ホーム の用に供する建物の所有 権の取得登記又は当該建 物の敷地の用に供する土 地の権利の取得登記	備考 第三欄の登記に 該当するもので あることを証す る財務省令で定 める書類の添付 があるものに限 る。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第三十九条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第二（第三十条の十関係）			
五の二 市町村長	(略)	五の二 市町村長	(略)
提供を受ける通知都道府 県の区域内の市町村の市 町村長その他の執行機関	事務	提供を受ける通知都道府 県の区域内の市町村の市 町村長その他の執行機関	事務
児童福祉法（昭和二十二年法律第 百六十四号）による同法第二十一 条の五の三第一項の障害児通所給 付費、同法第二十一条の五の四第 一項の特例障害児通所給付費、同 法第二十一条の五の十二第一項の 高額障害児通所給付費、同法第二 十一条の五の二十九第一項の肢体 不自由児通所医療費、同法第二十 四条の二十六第一項の障害児相談 支援給付費若しくは同法第二十四 条の二十七第一項の特例障害児相 談支援給付費の支給、同法第二十 一条の六の障害福祉サービスの提 供、同法第二十四条第一項の保育 所における保育の実施若しくは同 条第五項若しくは第六項の措置又	児童福祉法（昭和二十二年法律第 百六十四号）による同法第二十一 条の五の三第一項の障害児通所給 付費、同法第二十一条の五の四第 一項の特例障害児通所給付費、同 法第二十一条の五の十二第一項の 高額障害児通所給付費、同法第二 十一条の五の二十八第一項の肢体 不自由児通所医療費、同法第二十 四条の二十六第一項の障害児相談 支援給付費若しくは同法第二十四 条の二十七第一項の特例障害児相 談支援給付費の支給、同法第二十 一条の六の障害福祉サービスの提 供、同法第二十四条第一項の保育 所における保育の実施若しくは同 条第五項若しくは第六項の措置又		
別表第二（第三十条の十関係）			

(略)	は同法第五十六条第二項の費用の徴収若しくは同条第七項若しくは第八項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	

別表第四（第三十条の十二関係）

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
(略)	(略)
四の二 市町村長	児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供

(略)	は同法第五十六条第二項の費用の徴収若しくは同条第七項若しくは第八項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	

別表第四（第三十条の十二関係）

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
(略)	(略)
四の二 市町村長	児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供

(略)	
(略)	<p>、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施若しくは同条第五項若しくは第六項の措置又は同法第五十六条第二項の費用の徴収若しくは同条第七項若しくは第八項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
(略)	
(略)	<p>、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施若しくは同条第五項若しくは第六項の措置又は同法第五十六条第二項の費用の徴収若しくは同条第七項若しくは第八項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

○ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）（附則第四十条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「病院等」とは、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。次項において同じ。）、助産所（同法第二条第一項に規定する助産所をいう。次項において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）、介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。次項において同じ。）及び指定訪問看護事業（次に掲げる事業をいう。次項において同じ。）を行う事業所をいう。</p> <p>一～三（略）</p> <p>3 この法律において「病院等の開設者等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者並びに指定訪問看護事業を行う者をいう。</p>	<p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「病院等」とは、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。次項において同じ。）、助産所（同法第二条第一項に規定する助産所をいう。次項において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）及び指定訪問看護事業（次に掲げる事業をいう。次項において同じ。）を行う事業所をいう。</p> <p>一～三（略）</p> <p>3 この法律において「病院等の開設者等」とは、病院、診療所、助産所及び介護老人保健施設の開設者並びに指定訪問看護事業を行う者をいう。</p>

改 正 案	現 行
<p>（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）            第十七条の十四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 生涯活躍のまち形成地域において行われる地域密着型サービス事業（介護保険法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業をいう。第十項及び第十七条の二十三第二項において同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 二（略）</p> <p>五 生涯活躍のまち形成地域において行われる介護予防サービス事業（介護保険法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業をいう。第十一項及び第十七条の二十三第三項において同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 二（略）</p> <p>六 生涯活躍のまち形成地域において行われる地域密着型介護予防サービス事業（介護保険法第八条の二十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業をいう。第十四項及び第十七条の二十三第四項において同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 二（略）</p> <p>七（略）</p> <p>八 生涯活躍のまち一時滞在事業（生涯活躍のまち形成地域において宿泊の用に供する施設を設け、当該生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者を一時的に宿泊させる事業で</p>	<p>（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）            第十七条の十四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 生涯活躍のまち形成地域において行われる地域密着型サービス事業（介護保険法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業をいう。第八項及び第十七条の二十三第二項において同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 二（略）</p> <p>五 生涯活躍のまち形成地域において行われる介護予防サービス事業（介護保険法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業をいう。第九項及び第十七条の二十三第三項において同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 二（略）</p> <p>六 生涯活躍のまち形成地域において行われる地域密着型介護予防サービス事業（介護保険法第八条の二十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業をいう。第十項及び第十七条の二十三第四項において同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 二（略）</p> <p>七（略）</p> <p>八 生涯活躍のまち一時滞在事業（生涯活躍のまち形成地域において宿泊の用に供する施設を設け、当該生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者を一時的に宿泊させる事業で</p>

あつて、その全部又は一部が旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものをいう。第十六項及び第十七条の二十四において同じ。）に関する次に掲げる事項

5  
(略)

イハ (略)

6 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第三号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第一項において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第七十条第二項（同法第七十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

7 都道府県知事は、第四項第三号ハの居宅サービスの種類が介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスである場合において前項の同意をしようとするときは、関係市町村の長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画（同法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この条において同じ。）との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

8 都道府県知事は、介護保険法第七十条第七項の規定により関係市町村の長から通知を求められた場合において、第六項の同意を

あつて、その全部又は一部が旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものをいう。第十二項及び第十七条の二十四において同じ。）に関する次に掲げる事項

5  
(略)

イハ (略)

6 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第三号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第一項において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

7 都道府県知事は、第四項第三号ハの居宅サービスの種類が介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスである場合において前項の同意をしようとするときは、関係市町村の長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画（同法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。第十三項において同じ。）との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

(新設)

しようとするときは、当該関係市町村の長に対し、その旨を通知しなければならない。

9| 前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第六項の同意に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

10| 認定市町村は、第四項第四号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第二項において同じ。）については、当該事項が同法第七十八条の二第四項（同法第七十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認められる場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

11| 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第五号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第三項において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第一百五十五条の二第二項（同法第一百五十五条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

12| 都道府県知事は、介護保険法第一百五十五条の二第四項の規定によ

（新設）

8| 認定市町村は、第四項第四号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第二項において同じ。）については、当該事項が同法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認められる場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

9| 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第五号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第三項において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第一百五十五条の二第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

（新設）

り関係市町村の長から通知を求められた場合において、前項の同意をしようとするときは、当該関係市町村の長に対し、その旨を通知しなければならない。

13| 前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第十一項の同意に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

14| 認定市町村は、第四項第六号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第四項において同じ。）については、当該事項が同法第百十五条の十二第二項（同法第百十五条の十二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする

15| 19| (略)

(有料老人ホームの届出の特例)

第十七条の二十二 第十七条の十四第四項第二号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項（同条第十九項）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公表されたときは、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る有料老人ホームにつき行う老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出については、同項の規定にかかわらず、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、その旨を当該有料老人ホームの所在地を管轄する都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する有料老人ホームにあつては、当該指定都市等の長）に届け出ることを

(新設)

10| 認定市町村は、第四項第六号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の二十三第四項において同じ。）については、当該事項が同法第百十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

11| 15| (略)

(有料老人ホームの届出の特例)

第十七条の二十二 第十七条の十四第四項第二号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項（同条第十五項）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公表されたときは、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る有料老人ホームにつき行う老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出については、同項の規定にかかわらず、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、その旨を当該有料老人ホームの所在地を管轄する都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する有料老人ホームにあつては、当該指定都市等の長）に届け出ることを

もって足りる。

2 (略)

(居宅サービス事業等に係る指定の特例)

第十七条の二十三 第十七条の十四第四項第三号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について、介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。

2 第十七条の十四第四項第四号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

3 第十七条の十四第四項第五号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について、介護保険法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなす。

4 第十七条の十四第四項第六号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

もって足りる。

2 (略)

(居宅サービス事業等に係る指定の特例)

第十七条の二十三 第十七条の十四第四項第三号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について、介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。

2 第十七条の十四第四項第四号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

3 第十七条の十四第四項第五号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について、介護保険法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなす。

4 第十七条の十四第四項第六号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

5 第十七条の十四第四項第七号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の第一号事業を行う場合における当該第一号事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の指定があつたものとみなす。

(旅館業の許可の特例)

第十七条の二十四 第十七条の十四第四項第八号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る施設により行う生涯活躍のまち一時滞在事業について、旅館業法第三条第一項の許可があつたものとみなす。

(認定市町村が指定都市等である場合等の読替え)

第十七条の二十五 認定市町村が指定都市等である場合における第十七条の十四第六項から第九項まで及び第十一項から第十三項までの規定の適用については、同条第六項中「認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「第十七条の二十三第一項において同じ。」を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は」とあるのは「次項及び第十七条の二十三第一項において同じ。」については」と、「ときは、同意をするものとする」とあるのは「場合に関り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。この場合において、当該認定市町村の長は、当該事項に係る同号ハの居宅サービスの種類が同法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その

5 第十七条の十四第四項第七号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の第一号事業を行う場合における当該第一号事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の指定があつたものとみなす。

(旅館業の許可の特例)

第十七条の二十四 第十七条の十四第四項第八号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十四項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る施設により行う生涯活躍のまち一時滞在事業について、旅館業法第三条第一項の許可があつたものとみなす。

(認定市町村が指定都市等である場合等の読替え)

第十七条の二十五 認定市町村が指定都市等である場合における第十七条の十四第六項、第七項及び第九項の規定の適用については、同条第六項中「認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「第十七条の二十三第一項において同じ。」を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は」とあるのは「次項及び第十七条の二十三第一項において同じ。」については」と、「ときは、同意をするものとする」とあるのは「場合に関り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。この場合において、当該認定市町村の長は、当該事項に係る同号ハの居宅サービスの種類が同法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める

他の厚生労働省令で定める居宅サービスであるときは、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事は、第四項第三号ハ」とあるのは「認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第三号に掲げる事項（同号ハ）」と、「において前項の同意をしよう」とあるのは「に限る。」を記載しよう」と、同条第八項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村」と、「同意」とあるのは「規定による記載」と、同条第九項中「同意に関し、都道府県知事」とあるのは「規定による記載」に関し、認定市町村」と、同条第十一項中「認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は「において、」ときは、「同意をする」とあるのは「において、」ときは、「同意をする」とあるのは「場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができる」とする。

2 認定市町村が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区である場合における第十七条の十四第十六項の規定の適用については、同項中「認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は「とあるのは「については」と、「ときは、同意をする」とあるのは「場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができる」とする。

居宅サービスであるときは、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事は、第四項第三号ハ」とあるのは「認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第三号に掲げる事項（同号ハ）」と、「において前項の同意をしよう」とあるのは「に限る。」を記載しよう」と、同条第九項中「認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は「とあるのは「については」と、「ときは、同意をする」とあるのは「場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができる」とする。

2 認定市町村が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区である場合における第十七条の十四第十二項の規定の適用については、同項中「認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に」とあるのは「認定市町村は、」と、「を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は「とあるのは「については」と、「ときは、同意をする」とあるのは「場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができる」とする。

○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）（抄）（附則第四十二条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(定義等)            第二条 (略)            2 5 4 (略)</p> <p>5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為</p> <p>イ 5ホ (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(定義等)            第二条 (略)            2 5 4 (略)</p> <p>5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為</p> <p>イ 5ホ (略)</p> <p>6 (略)</p>

○ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（抄）（附則第四十三条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（生活保護法の特例） 第十二条（略）</p> <p>2 特定広域団体が別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における生活保護法第五十四条の二第一項及び第四項並びに第八十六條第一項の規定の適用については、同法第五十四条の二第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この項において「計画作成特定広域団体」という。）の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院を除く。）について、計画作成特定広域団体の知事は」と、「介護医療院について」とあるのは「介護医療院（当該計画作成特定広域団体の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院に限る。）について」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、第四十九条の二第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特</p>	<p>（生活保護法の特例） 第十二条（略）</p> <p>2 特定広域団体が別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における生活保護法第五十四条の二第一項及び第四項並びに第八十六條第一項の規定の適用については、同法第五十四条の二第一項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下この項において「計画作成特定広域団体」という。）の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設を除く。）について、計画作成特定広域団体の知事は」と、「介護老人保健施設について」とあるのは「介護老人保健施設（当該計画作成特定広域団体の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に限る。）について」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、第四十九条の二第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第三号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法</p>

別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体をいう。以下この条において同じ。）の知事」と、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体の知事」とと、同法第八十六条第一項中「第五十四条の二第四項」とあるのは「第五十四条の二第四項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第二項の規定により適用する場合を含む。）」とする。

3 第一項又は前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院等（病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）又は地域密着型介護老人福祉施設等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）は、当該公告の日<sup>（一）</sup>に第一項又は前項の規定により読み替えて適用する生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。

4・5 (略)

第二条第一項に規定する特定広域団体をいう。以下この条において同じ。）の知事」と、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は計画作成特定広域団体の知事」とと、同法第八十六条第一項中「第五十四条の二第四項」とあるのは「第五十四条の二第四項（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第二項の規定により適用する場合を含む。）」とする。

3 第一項又は前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院等（病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）又は地域密着型介護老人福祉施設等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設又は同条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）は、当該公告の日<sup>（一）</sup>に第一項又は前項の規定により読み替えて適用する生活保護法第四十九条又は第五十四条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。

4・5 (略)

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）（附則第四十四条関係）【平成二十九年七月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（健康保険における国庫補助の特例）</p> <p>第五十八条 東日本大震災に際し健康保険法第七十五条の二第一項第二号及び第一百十条の二第一項（これらの規定を同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）並びに第五十条から第五十六条までの規定（以下この項において「一部負担金免除等規定」という。）が適用される場合においては、被災健保被保険者又は被災健保被扶養者に係る健康保険の被保険者に係る同法<u>第一百五十三条</u>に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の額並びに被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る同法第一百五十四条第一項に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の額は、一部負担金免除等規定の適用がないとしたならばこれらの保険給付に要することとなる費用の額（次項において「免除前給付費用額」という。）に相当する額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（健康保険における国庫補助の特例）</p> <p>第五十八条 東日本大震災に際し健康保険法第七十五条の二第一項第二号及び第一百十条の二第一項（これらの規定を同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）並びに第五十条から第五十六条までの規定（以下この項において「一部負担金免除等規定」という。）が適用される場合においては、被災健保被保険者又は被災健保被扶養者に係る健康保険の被保険者に係る同法<u>第一百五十三条</u>に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の額並びに被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る同法第一百五十四条第一項に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の額は、一部負担金免除等規定の適用がないとしたならばこれらの保険給付に要することとなる費用の額（次項において「免除前給付費用額」という。）に相当する額とする。</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（市町村子ども・子育て支援事業計画） 第六十一条（略） 2～5（略） 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。） （その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。） 7～10（略） （都道府県子ども・子育て支援事業支援計画） 第六十二条（略） 2・3（略） 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。 5・6（略）</p>	<p>（市町村子ども・子育て支援事業計画） 第六十一条（略） 2～5（略） 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。 7～10（略） （都道府県子ども・子育て支援事業支援計画） 第六十二条（略） 2・3（略） 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。 5・6（略）</p>



○ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）（附則第四十七条関係）  
 【公布日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。            （略）            附則第二十二條中「及び第七十六條第一項」を「<u>第七十五條の七第一項、第七十六條第一項及び同條第二項</u>」に、<u>（一）</u>中「<u>及び後期高齢者支援金等</u>」を「<u>（一）並びに第八十一條の二第九項第四号及び第五号中「及び後期高齢者支援金等</u>」に改める。            （略）</p>	<p>第四条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。            （略）            附則第二十二條中「及び第七十六條第一項」を「<u>並びに第七十六條第一項及び同條第二項</u>」に改める。            （略）</p>